

令和7年度 新富町長期総合計画 実施計画書の検証

令和8年8月

新 富 町

■事業実施計画（検証）の目的

新富町では、令和４年度から新富町第６次長期総合計画に基づく「各課の事業実施計画」を作成し、年度終了後にその検証を実施の上、公表しています。

■検証の方法

令和７年度各課の事業実施計画における取組事業に対し、事業の達成状況を各課で検証し、総合的な評価を行っています。評価欄の記述については、以下のとおりです。

評価記号	目標達成状況
○	全ての目標を達成することができた
△	一部で目標を達成することができた
×	目標を達成できなかった
●	評価できなかった

目 次

総務課	- 6 -
総合政策課	- 14 -
財政課	- 23 -
基地対策課	- 25 -
デジタル推進課	- 27 -
税務課	- 29 -
町民課	- 31 -
いきいき健康課	- 43 -
福祉課	- 43 -
あんしん長寿課	- 51 -
産業振興課	- 60 -
農地管理課	- 71 -
都市建設課	- 73 -
環境対策課	- 78 -
水道課	- 82 -
会計課	- 84 -
議会事務局	- 85 -
教育総務課	- 86 -
生涯学習課	- 95 -
農業委員会事務局	- 102 -

第6次新富町長期総合計画 数値目標

分野別 ビジョ ン	施策	関連部署	目標値	R2 (現状値)	R7 (目標値)	R7 (達成値)	R8 (目標値)
暮らし・環境	幹線道路の整備	都市建設課	国県道改良率 (5.5m 未満含む)	87.4	88.2	91.4	88.4
	町道の整備	都市建設課	町道改良率 (5.5m 未満含む)	69.5	69.9	71.8	70.0
	公共交通の確保	総合政策課	町営公共交通利用者数	6,295	11,000	10,656	12,000
	防災体制の充実	総務課	防災士資格取得者総数	83	120	131	130
	住環境対策	環境対策課	相続財産精算人申立、略式代執行件数	1	3	0	3
	ごみ減量化及び資源リサイクルの推進	環境対策課	ごみリサイクル率	13.7	22.5	13.12	25.0
	自然環境の保全	生涯学習課	アカウミガメ上陸回数	293	330	234	340
	排水処理対策等の充実	環境対策課	生活排水処理率	68.8	72.0	71.97	72.5
健康・福祉	健康管理体制の充実	いきいき健康課	特定健康診査受診率	38.8	60.0	40.4	60.0
	国民健康保険制度の安定運営	税務課	国保税収納率	96.78	97.14	97.53	97.26
	国民健康保険制度の安定運営	いきいき健康課	ジェネリック医薬品普及率	83.8	84.7	92.7	85.0
	介護予防・健康づくり	あんしん長寿課	通いの場実施個所数	3	4	4	4
	高齢者にやさしいまちづくり	あんしん長寿課	認知症サポーター養成講座開催数	4	15	16	15
	相談支援の提供体制の確保	福祉課	障がい者福祉サービス相談支援利用者数	32	42	50	42
	障がい児支援の提供体制の確保	福祉課	放課後等デイサービス利用者数	33	52	56	52
	子育て支援の充実	福祉課	ファミリー・サポート・センター事業利用件数	23	30	1	30
	子育て支援の充実	福祉課	特定教育・保育施設充足率	100	100	87	100
	子どもの居場所環境の整備	福祉課	放課後児童クラブ充足率	100	100	83	100
	権利擁護	福祉課	成年後見制度利用支援事業利用件数	15	20	26	20
教育・文化・人づくり	教育内容と環境の充実	教育総務課	部活動指導員数	8	8	6	8
	キャリア教育の推進	教育総務課	キャリア教育実施回数	3	6	6	6
	特別支援教育の充実	教育総務課	LD・ADHD 通級教室数	3	3	3	3
	生涯学習活動の促進	生涯学習課	生涯学習講座参加者数	122	185	109	200
	文化芸術に親しむ機会の充実	生涯学習課	新富町図書館蔵書冊数	81,903	101,000	105,225	106,000

	文化施設の活用	生涯学習課	文化会館利用者数	12,955	45,000	0	50,000
	誰でも参加できるスポーツの推進	総合政策課	スポーツ教室参加数	55	50	30	60
	民間との協働の推進	総合政策課	連携協定締結件数	12	10	5	10
	多様性社会の実現	総合政策課	審議会等の女性の登用率	24.3	27.9	33.7	28.8
	多文化共生社会づくりの推進	総合政策課	外国人住民向け広報回数	0	12	2	12
産業・経営		産業振興課	認定農業者数	392	384	451	383
	農林水産業経営の充実	産業振興課	町外からの農業参入法人数（累計）	1	6	6	6
	新規就農者及び農業後継者の支援	産業振興課	新規就農者数（55歳以下）	6	16	26	17
	農林水産業経営の充実	産業振興課	農業園芸に関するスマート農業活用件数	2	4	25	4
	畜産の振興	産業振興課	新規畜舎建設数	0	2	2	2
	環境に配慮した農業の推進	産業振興課	バイオガス建設数	1	2	1	2
	商店街の活性化	産業振興課	ギャラリーしんとみ来客者数	4,326	7,000	5,207	7,000
	商工業経営の改善	産業振興課	商工業振興補助件数	10	15	21	15
	創業及び事業承継の促進	産業振興課	創業支援事業補助件数	1	4	3	4
	企業誘致の推進	産業振興課	誘致企業等認定企業数	1	1	5	1
	雇用の推進	産業振興課	町内雇用者数	6,650	6,500	6,714	6,500
	スポーツによる集客の推進	総合政策課	サッカースタジアム集客人数	2,409	55,000	68,793	60,000
地方創生	移住・定住の促進	総合政策課	移住希望者相談件数	—	15	15	20
	移住・定住の促進	総合政策課	在籍地域おこし協力隊員数	27	58	82	66
	空き家対策	総合政策課	空き家バンク制度マッチング件数	5	5	5	5
	関係人口の拡大	総合政策課	地域おこし協力隊インターン制度利用者数	—	5	5	5
	交流人口の拡大	総合政策課	滞在人口率（休日・14時）	0.9	0.96	0.98	0.97
	地域コミュニティ活性化	総務課	自治会加入率	73.8	74.8	70.5	75.0

総務課

課長	比江島 信也
課長補佐	冠地 千里
課長補佐	斉田 貴史

1. 総務課の役割

総務課は、職員係、行政係、危機管理係、秘書広報室秘書広報係、情報化推進室情報化推進係で構成されています。

各係の業務内容は次のとおりです。

【職員係】 人事、給与に関すること。

【行政係】 議会、法制執務、行政一般、行財政改革に関すること。

【危機管理係】 危機管理、防災、消防、防犯、交通安全に関すること。

【秘書広報室秘書広報係】 秘書広報広聴に関すること。

2. 個別事業とその目標

① 公共交通の確保

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

◆平面交差化によるバリアフリー化工事を年度内に完了させ、同時に IC 改札機についても導入を完了させます。

【評価】



【検証】

◇令和7年度中にバリアフリー化工事及び IC 改札機導入工事を完了しました。当初7年度中に予定していたこ線橋の撤去工事については、令和8年度に繰り越して工事を行います。

② 災害に強い上水道施設の整備

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

◆災害時における水道水確保のため、避難施設での配水設備の場所や規模等について防災担当部署と検討を行います。

【評価】



【検証】

◇検討を継続しています。

③ 消防体制の充実

(第1節-暮らし・環境_II-暮らしの安全安心_1-消防、救急)

◆関係機関と連携したドクターヘリの運用を行います。人員体制や消火装備について東児湯

消防組合と協議していきます。 ◆消防技術向上のため、各種訓練に取り組みます。 ◆消防団員確保・維持の為に、団員の負担軽減に取り組みます。 ◆消防水利施設充実のため、防火水槽や消火栓などの修繕・新設の必要性を把握し、必要に応じて修繕・新設を行います。 ◆火災発生時において、火事発生情報を提供できるシステムとして防災行政無線、防災ラジオ、消防団員災害発生メールの運用を適切に行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇東児湯消防組合と協議し、関係機関と連携しドクターヘリの運用を行なえるよう協議しました。 ◇消防団の技術向上のため、規律訓練を5回実施しました。 ◇消防団員の負担軽減のため、各種訓練の検討協議を進めました。 ◇防火水槽や消火栓の修繕を適宜行いました。 ◇防災行政無線と防災ラジオ、消防団員災害発生メールの運用を適切に行いました。

④ 救急体制の充実	
(第1節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_1-消防、救急)	
◆高規格救急車の更新や救急救命士の確保などにより、迅速な救急活動に必要な体制づくりについて東児湯消防組合と協議していきます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇東児湯消防組合と協議し、体制づくりを進めました。

⑤ 防災体制の充実	
(第1節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_2-防災)	
◆地域防災計画の見直しを実施し、災害種類ごとの動員配備体制を新たに作成します。 ◆備蓄食料更新計画をもとに、備蓄食料の充実を図ります。 ◆自主防災組織結成地区に対し、防災倉庫の設置のための予算要求を行い、令和7年度設置に向けて取り組みます。 ◆浸水区域内の地区地域を対象とした避難訓練等を実施し、自助、共助による減災対策の啓発を行います。 ◆自主防災組織や消防関係機関等と協力し、防災訓練を実施します。個別避難計画作成推進会議を組織し、個別避難計画の作成を推進します。 ◆災害時において、迅速な応急対策・復旧ができるよう、国や県等と連携を密にし、情報共有体制の構築に向け協議を行います。 ◆災害対策基本法に基づく、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握に努め、個別避難計画の構築を行います。	

- ◆高齢者の増加に伴い、災害時における避難所の収容可能人数拡大のため、新たな指定避難所の確保を検討します。
- ◆区長会等で組織づくりのための情報を提供します。また、自主防災組織の未設置地区への組織設置を推進します。
地域における防災リーダーを育成するため、防災士養成研修の受講を推進し、資格取得に必要な防災士試験受験料と防災士認証申請料を助成します。
- ◆南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び地域防災計画等を基に、津波避難対策の推進計画を作成し、迅速に避難ができる海岸部の津波避難施設整備を検討し、実施に向けた協議を行っていきます。
- ◆国土強靱化地域計画に基づき、大規模な災害からの被害の最小化が図られるインフラ整備に努めます。

【評価】	【検証】
○	◇南海トラフ地震臨時情報発表時の配備体制について充実しました。 ◇非常食料の充実を図るとともに、整備不足の避難所用資機材の整備を促進するため、新富町災害用備蓄計画を新たに策定しました。 ◇自主防災組織結成地区3地区に対し防災資器材の配備を行いました。 ◇津波浸水想定区域内の全地区と消防団が連携した津波避難訓練を実施し、津波避難要領と避難意識高揚の啓発を図りました。 ◇自主防災組織と消防団が連携した防災訓練を計画し実施しました。また、その際、個別避難計画に基づく要支援者の避難支援要領も訓練しました。 ◇県の計画した訓練及び研修等に積極的に参加し、各防災関係機関等担当者との顔の見える関係及び連携を密にするための関係構築に努めました。 ◇個別避難計画については、個別避難計画作成推進計画に基づくハイリスク地域の避難行動要支援者全員の計画の作成を完了しました。 ◇要配慮者の特性に応じた避難所の確保について、学校教室の一部利用について検討しました。 ◇区長会及び区長防災研修において自主防災組織結成の重要性等を説明し、自主防災組織結成を促進した結果、1地区の結成を得ました。また、新規防災士として11名が防災士の資格を取得しました。 ◇富田浜入江付近に防災公園の整備が完了しました。 ◇スマートインターの整備等国土強靱化計画に基づく災害対応インフラの整備が進められています。

⑥ 防災意識の啓発

(第1節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_2-防災)

- ◆地域と連携した防災訓練を行います。また、防災講話などを実施し、防災意識の啓発を行い

ます。 ◆洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を図るため、浸水区域内地域を対象とした防災講座を実施します。 ◆防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、迅速な情報提供に努めます。また、防災情報伝達方法の多様化を進めるため、広報紙等でメール配信サービスの登録推進を行います。 ◆防災情報伝達方法の多様化を進めるため、広報紙等でメール配信サービスの登録推進を行います。 ◆气象台等の関係機関との連携を密に行い、情報共有体制を構築します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇年間 46 回の防災訓練等を実施し、防災知識と防災意識の啓発に努めました。 ◇防災訓練及び防災講話等の機会をとらえた「水防災意識社会」の再構築に資する講話を実施しました。 ◇气象台と防災気象情報の変更に伴う意見交換等を積極的に実施し、防災気象情報に関する意識統一、連携の在り方等、災害発生への恐れ等における情報共有体制の構築に努めました。 ◇防災ラジオや屋外拡声子局等を利用した、タイムリーな防災情報や避難情報の提供に努めました。また、メール配信サービスに代え、より視認性が良く、知名度の高い公式 LINE への登録推進に努めました。

⑦ 防犯対策	
(第 1 節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)	
◆青色パトロール車による定期巡回を行い、不審者対策等町内の安全確保に努めます。 ◆包括支援センターや社会福祉協議会等が行う高齢者教室で、被害防止のための講話を行います。 ◆防災ラジオ等の広報ツールを利用して、定期的に防犯情報の配信を行います。 ◆防災ラジオ、メール配信サービス、町公式 LINE を利用して、事件・事故等に関する情報を提供し、注意喚起を行います。 ◆地域住民等から設置要望があった箇所に防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具に LED を採用します。 ◆各学校からの要望に応じて、不審者対応などの防犯教室を開催します。 ◆自主防犯活動団体への補助を行うことで、町民全体の自主防犯意識の向上を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 ◇青色パトロール車による定期巡回を実施しました。 ◇自主防犯活動団体に補助を行いました。 ◇高齢者教室で講話等を行いました。 ◇高鍋警察署と連携し、定期的に防犯情報を配信しました。 ◇事件・事故等に関する注意喚起を行いました。

- ◇防衛省調整交付金を活用し、28 基の防犯灯設置工事を行いました。
- ◇高鍋警察署と連携し、交通安全講話と防犯教室の開催しました。

⑧ 交通安全対策

(第 1 節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

- ◆包括支援センターや社会福祉協議会等が行う高齢者教室で、警察署と協力し交通安全講話を実施します。
- ◆自主防犯団体と協力し、児童生徒の下校時間に合わせて通学路を青色パトロール車で巡回します。
- ◆交通安全運動期間に合わせて、街頭指導や啓発活動等を実施します。
- ◆各団体と連携し、児童生徒の登校時間や下校時間の見守りを行います。
- ◆防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、事故多発箇所や危険箇所等に関する情報提供に努めます。
- ◆防災ラジオや屋外拡声子局などの広報環境を利用し、事故防止のため反射材の利用を促進します。
- ◆地域住民からの要望をもとに、見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラーを設置します。
- ◆交通事故が多い場所を中心に、信号機や標識などの設置について警察署へ要望を行います。
- ◆路面標示や交通安全看板、カーブミラーを要望があった場所に新設または交換し、交通安全に関する注意喚起を行います。

【評価】



【検証】

- ◇高鍋警察署と協力し交通安全講話を実施しました。
- ◇P T A と協力し、青色パトロール車で巡回を行いました。
- ◇春、秋の交通安全運動期間中は街頭指導を実施し、それぞれの運動期間中の啓発も行いました。
- ◇交通指導員 9 名を任命するとともに、団体と連携して見守りを行いました。
- ◇広報環境を利用した事故多発箇所等の情報提供に努めました。
- ◇様々な講話の際に、反射材利用を促しました。
- ◇交通安全対策特別交付金事業を活用し、町内 9 カ所にカーブミラーを設置しました。
- ◇信号機や標識等の設置を警察署に要望しました。
- ◇路面標示等の要望があった箇所について、新設や交換を実施しました。

⑨ ボランティア団体との協働の推進	
(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)	
◆町内でのボランティア活動に関する広報啓発を積極的に SNS 等活用しながら実施していきます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇広報しんとみにおいて町内団体の活動の様子を紹介するなど広報を進めました。

⑩ 人権の尊重	
(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_1-人権の尊重)	
◆人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を継続して開設するとともに、町内学校の要請に応じ人権啓発活動を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇人権・なやみごと相談所を開設し、年間6回相談を行なうとともに、町内各小中学校6校を人権擁護委員が訪問し、人権啓発の作品募集依頼や子ども110番のPRを行いました。新富町総合交流センターにおいて、「ふれあい映画祭」を開催しました。

⑪ 多様性社会の実現	
(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_2-多様性の尊重)	
◆人権が尊重される社会の実現に向け、他自治体との情報交換を進め、さらなる取り組みについて検討を行います。	
◆パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体と情報交換を行い、利用しやすい環境づくりを進めます。	
◆障がい者の雇用を推進し、役場でチャレンジ雇用を継続して実施し、公務を通じた社会性の習得を促します。	
◆各種審議会等への積極的な登用を進め、女性登用状況等の情報収集に努めるとともに各課に周知します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇人権が尊重される社会実現に向け、他自治体との情報交換を進めました。チャレンジ雇用を継続し、社会性の習得を促しました。

⑫ 多文化共生社会づくりの推進	
(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)	
◆外国人住民が安心して日常生活をおくり、地域住民と共に円滑に社会生活を営むことができるよう、やさしい日本語による行政情報の提供や、公共施設の案内表示等において多言語での記載やわかりやすい日本語表記を推進するため、関係職員に対し、やさしい日本語に関する講習会を開催します。	

◆外国人住民が参画しやすい地域社会の調査・研究を行います。 ◆多文化共生の意識啓発・醸成を推進するために、職員への研修機会の提供や広報等を通じた異文化の紹介、外国語を学ぶ生涯学習講座の開催などを行います。 ◆外国人住民に対応可能な災害時等の体制について調査・研究を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇職員を対象とした人権研修においてやさしい日本語に関する講習会を開催しました。

⑬ 地域コミュニティ活性化 (第5節-地方創生_Ⅱ-ひとづくり_1-地域コミュニティ活性化)	
◆転入者に対する自治会加入の魅力を発信するため、地区加入パンフレットの刷新を行います。 ◆LINE 公式アカウントや防災ラジオ等多様な方法を活用し、自治会加入の広報を行います。 ◆地区加入要件の平準化に向けたアンケート調査を行います。 ◆地区間交流に向けたアンケート調査を行います。 ◆出身地区や在住地区の職員を配置し、文書配布だけにとどまることなく地区との連絡調整に努めます。	
【評価】 △	【検証】 ◇地区加入パンフレットの刷新、LINE 公式アカウント等を使用した自治会加入の広報はできなかった。地区加入要件の平準化に向けたアンケート及び地区間交流に向けたアンケートは各地区に実施し、次年度に向けた調査を行うことができた。地区担当職員は災害時の調査等で連絡調整を努めた。

⑭ 長期総合計画の実現性の確保 (第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅰ-行財政運営_1-行政運営)	
◆限られた人材を最大限に生かすため、職員の自己研鑽の機会の創出と組織活性化に向けた取組を進めます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇市町村職員研修センターが主催する 32 講座に対し 101 名が参加し、町独自研修に延べ 700 名が参加しました。

⑮ 行政運営の効率化 (第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅰ-行財政運営_1-行政運営)	
◆本格的な地方分権時代を迎えている中で、大きく変化する社会情勢に対応していくために効率的な行政改革を進めます。 ◆業務処理状況を可視化し、業務量に応じた職員配置に取り組みます。 ◆庁舎内の業務内容を可視化し、縦割り行政からの脱却を図るため、組織力向上につながる	

職場間の連携を推進します。 ◆行政サービスのスリム化に努めるため、民間委託等を活用した事務の集約を推進します。 ◆増大する町民ニーズに応えるため、社会情勢に応じた行政機構の見直しの必要性について適宜検討を進めます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇業務量に応じた職員配置のため、人事異動を行いました。 ◇職場間の連携のため、各種行政システムの更新等を工夫しました。 行政サービスのスリム化のため、必要に応じて民間委託を行いました。

⑩ 開かれた行政の推進 (第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)	
◆町広報誌に加え、防災ラジオ、デジタルサイネージを充実させ自然に情報が入るように取り組みます。 ◆S あぷ！や LINE、フェイスブックを活用し、幅広い世代に対応した情報を提供します。 ◆人材育成基本方針に従い、町民福祉のさらなる向上を目指すため、時代の変化に対応し得る人材の育成を行います。 ◆業務遂行する上で職員同士のコミュニケーションを図ることは不可欠であり、健康でより豊かな生活ができるように仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれる環境整備に取り組みます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇町広報誌や防災ラジオ、デジタルサイネージを充実させました。 ◇それぞれの SNS ツールを活用して情報発信しました。 行政サービスの調査・研究を進めました。 行政保有データのオープン化に向け、データ共有を進めました。 ◇人材育成のため、各種研修への参加を推奨しました。 ◇職員の仕事と家庭の調和を図るため環境整備に取り組みました。

⑪ 広域的な行政連携 (第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)	
◆共に広域的な行政連携を行っている構成市町村との連携の強化に努めます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇西都児湯の1市5町1村で連携を強化し、執行機関や附属機関の共同設置を行い、効率的な行政運営を行いました。

総合政策課

課長	有馬 義人
課長補佐	黒木 崇
まちづくり推進室長	佐藤 博晃

1. 総合政策課の役割

総合政策課は、企画政策係とまちづくり推進室で構成されています。
業務内容は次のとおりです。

【企画政策係】

第6次新富町長期総合計画に掲げる主要施策の実現に向けて、1. 総合計画の実効性確保、2. 政策立案・調整、3. 男女共同参画、4. 統計調査、5. 地方創生総合戦略に伴う事業、6. 企業誘致、7. 地域住民との協働推進、8. 地域公共交通などの役割を担っています。

【まちづくり推進室】

サッカースタジアム・フットボールセンターの指定管理、J3所属のテゲバジャーロ宮崎やなでしこ2部リーグ所属のヴィアマテラス宮崎との連携事業、企業誘致、国道10号新富バイパス・SIC事業

2. 個別事業とその目標

① 幹線道路の整備

(第1節-暮らし・環境 _I-ライフラインの整備 _1-ライフラインの整備)

◆国道10号三納代地区事業推進について、国や関係機関に積極的に要望を行います。

【評価】



【検証】

◇宮崎河川事務所、九州地方整備局、国土交通省本省に要望活動を行いました。

② 公共交通の確保

(第1節-暮らし・環境 _I-ライフラインの整備 _1-ライフラインの整備)

- ◆近隣市町村や県と連携し、バスなど既存の地域公共交通機関の持続可能な運行が可能になるように民間交通事業者への運行費助成など財政支援を継続します。
- ◆町営公共交通の利便性向上を目指し、地域公共交通会議を開催し、民間交通事業者等との連携を密にします。
- ◆他市町への通学・通勤・通院に合わせた町営公共交通と各種公共交通との接続を検討するとともに、実現に向けて各市町村・県と協議します。

◆利用者の声等を参考に、随時、乗合タクシーの停留所の増設や位置の見直しを行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇広域的バス路線運行費補助金（18,343,000 円）を宮崎交通に交付し、三納代線、一丁田線の運行を継続しました。 定期路線バス運行費補助金（1,657,000 円）を宮崎交通に交付し、宮交シティ～高鍋線、宮交シティ～木城温泉館湯らら線の運行を支援しました。 ◇利用者の声を参考に乗合タクシーの停留所を 1 カ所増設しました。 ◇コミュニティバスの運用について検討し、令和 7 年度から EV バス 1 台体制とし、市街地を運行することとしました。コミュニティバスの利用者数は 3,495 人で、前年比 254 人増加しました。 ◇乗合タクシーの運用について、令和 6 年度に引き続き 2 台体制で運行しました。乗合タクシーの利用者数は 7,161 人となり前年比 200 人減少しましたが、町営公共交通全体の利用者数は前年比 54 人増加しました。 ◇宮崎トヨタグループとの事業連携により、トヨタ製アルファード（PHEV 車両）を導入しました。当該車両を平日は乗合タクシー車両とし、土日祝日は町民が利用できるレンタカーとして活用することで、公用車の有効活用及び公共交通サービスの充実を図りました。

③ 交通安全対策	
（第 1 節-暮らし・環境 _II-暮らしの安全安心 _3-防犯・交通安全・消費者行政）	
◆運転技術に不安のある高齢者による交通事故防止のため、免許証を返納した 65 歳以上の町民に対し、タクシー初乗り回数券 15 回分、コミュニティバス・乗合タクシー無料乗車回数券 100 回分の支援を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇令和 7 年度は 32 名の方にタクシー初乗り回数券とコミュニティバス・乗合タクシー無料乗車回数券を交付しました。

④ 土地利用	
（第 1 節-暮らし・環境 _IV-生活環境 _1-土地利用）	
◆各種法令等を遵守しながら、自然環境や生活環境に配慮し、秩序ある土地利用の推進を図ります。	
◆町内へ移転・新設を希望する企業に対し、適正な土地利用が図れるよう誘導に努めます。	
◆三納代地区を中心に、騒音移転跡地の更なる活用を国に要望します。	
◆企業誘致等での企業側の要望等を伺いながらあっせんを行うなかで、当初の目的を失った公共用地の活用を含めて検討していきます。	

◆IoT・ビッグデータ等の先進技術を活用し、地域の課題や地域格差の解決を図るため、スマートシティの実現に向けた取組みを推進します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇関係各課とともに適正な土地利用を促しました。 ◇町内に移転・新設を検討する企業に土地の照会などを行いました。 ◇三納代地区地域活性化エリアの一部において農業研修施設の活用と農畜産物直売所を開業しました。 ◇町内に移転・新設を検討する企業に対して、町有地の活用も含め協議を進めています。 ◇スマートシティ実現に向けた取組みを検討しています。

⑤ ボランティア団体との協働の推進 (第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進 _1-協働の推進)	
◆町とともに、協働のまちづくりを促進する活動を行うボランティア団体を含めたまちづくり団体に対し、まちづくり補助金による財政支援を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇まちづくり補助金については、イベント開催枠としてまつりしんとみ実行委員会及び新田夏祭り協力会の2団体へ補助金の交付を行い、まつりの再開に貢献いたしました。

⑥ 民間との協働の推進 (第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進 _1-協働の推進)	
◆実現可能な地域活性化の取組を推進するために、具体的な協業を検討し民間との連携協定を実施します。 ◆事業開始している案件やこれから実施しようという案件の効果的な運用を計画的に行うよう関係各課と調整しながら、企業版ふるさと納税を活用した事業を実施していきます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇令和7年度は5件の連携協定を締結しました。 ◇39社から8事業に対し、5億3,312万円の企業版ふるさと納税の寄附をいただき、事業を推進することができました。

⑦ 多様性社会の実現 (第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重 _2-多様性の尊重)	
◆各種審議会等への積極的な登用を進め、女性登用状況等の情報収集に努めるとともに、各課に周知していく。 ◆男女協働参画週間に、ポスターの掲示等を含めた広報・啓発活動を行います。	
【評価】	【検証】

○	◇各種審議会等の女性登用を周知した結果、33.7%に向上しました。 ◇宮崎県男女共同参画センターの機関紙や事業案内を町内公共施設等で配布するなど、情報の提供に努めました。
---	---

⑧ 多文化共生社会づくりの推進 (第3節-教育・文化・人づくり_Ⅶ-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)	
◆外国人住民が安心して日常生活をおくり、地域住民と共に円滑に社会生活を営むことができるよう、やさしい日本語による行政情報の提供や、公共施設の案内表示等において多言語での記載やわかりやすい日本語表記を推進するため、関係職員に対し、やさしい日本語に関する講習会を開催します。 ◆総務省が策定する「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、やさしい日本語による行政・生活情報の周知啓発を進めていく。また、外国人に関する防災対策の推進を継続的に実施していく。 ◆外国人住民が参画しやすい地域社会の調査・研究を行います。 ◆多文化共生の意識啓発・醸成を推進するために、職員への研修機会の提供や広報等を通じた異文化の紹介、外国語を学ぶ生涯学習講座の開催などに取り組んでいく。 ◆外国人住民に対応可能な災害時等の体制について調査・研究を行います。 ◆事業所や国際交流協会等と連携しながら日本文化への理解の推進と地域生活への円滑な定着を支援します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇役場職員向けにやさしい日本語に関する研修を実施しました。 ◇日本語教室を2回開催し、外国人住民延べ25名の参加がありました。 ◇外国人住民が地域社会へ参画しやすい環境づくりについて、事業所や国際交流協会等と連携し、引き続き、地域生活への円滑な定着支援に取り組みます。 ◇災害時多言語支援センターの設置訓練に危機管理部局と参加しました。 ◇職員研修や広報、生涯学習講座等の実施状況を確認し、引き続き、多文化共生に関する意識啓発を推進します。 ◇国際交流協会と連携し日本語教室を開催し周知を進めました。

⑨ 企業誘致の推進 (第4節-産業・経済_Ⅱ-商工業、工業_2-企業誘致)	
◆移転や増設を希望する企業に対し、関係各課と協力し、ニーズにあった情報の提供を行います。 ◆西都児湯企業立地推進協議会と連携し、企業の参入情報を収集するとともに、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と連携して企業との接触機会を創出します。	

◆時代に沿った運用ができるよう、随時、新富町企業立地促進条例の見直しを行いながら、企業の誘致を推進します。 ◆企業が要望する内容を伺いながら、あっせんする土地があれば環境整備について検討していきます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇企業からの相談件数は5件ありましたが、年度内の誘致にはいたりませんでした。 ◇西都児湯企業立地推進協議会と連携し、宮崎県HPへの情報を更新しました。

⑩ 観光資源の整備・充実	
(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)	
◆産業振興課が計画する農産物直売所等と連携し、エリア全体の活用が図れるよう調整を行います。 ◆滞在型観光に繋がるよう、町内での宿泊事業を運営しようとする事業者の誘致を積極的にすすめます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇農畜産物直売所を完成し開業しました。 ◇新富町宿泊交流施設は、33組784名の宿泊がありました。

⑪ スポーツによる集客の推進	
(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)	
◆新富テゲバサッカースタジアムとフットボールセンターを中心とした「サッカーエリア」において、県サッカー協会や各種団体と連携し各種大会・合宿等の誘致を推進していきます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇新富町フットボールセンターが開館し、指定管理者である宮崎県サッカー協会の調整のもと多くの大会が開催されるようになりました。

⑫ 観光PRの推進	
(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)	
◆九州Jリーグホームタウン連携会議に参画し、町PRを積極的に行うとともに、ホーム戦でのスタジアム集客を支援し、町を訪ねる交流人口を拡大させ、経済効果につながる取り組みを行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇九州Jリーグホームタウン連携会議に参加し、テゲバジャーロ宮崎と連携し、九州だジェイの取り組みを進めました。

⑬ 移住・定住の促進

(第5節-地方創生_I-まちづくり_1-移住・定住)

- ◆住み続けたい、住んでみたいと思われるよう、各分野での総合的な施策を図ることにより移住・定住を促進します。
- ◆移住希望者が、必要なときに必要な情報を入手できるよう、移住の検討に必要な広報手段を確立するとともにホームページなどで周知を行っていく。
- ◆今後の様々な分野での担い手となる人材の定住促進を図るため、地域おこし協力隊のコーディネート委託事業者と連携をはかり、試験的な取り組みにチャレンジしようとする地域おこし協力隊を支援します。

【評価】



【検証】

- ◇空き家バンクリフォーム補助金や子育て支援の充実について町ホームページに掲載するなどして周知を進めました。
- ◇総合政策課と産業振興課が連携して相談に対応しました。
- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と特定非営利活動法人 ConnectingSports 宮崎に業務委託を行い、募集及び支援を進めました。

⑭ 空き家対策

(第5節-地方創生_I-まちづくり_1-移住・定住)

- ◆空き家を遊休資産化させないように、ホームページ等を通じて積極的に広報活動を行うとともに、空き家所有者への空き家バンクへの登録を進めていき空き家の利活用による地域活性化を推進していきます。
- ◆空き家バンクに登録された物件を利用希望者に情報が届くよう、町ホームページでの発信や、宮崎県移住支援センター等と連携した情報発信を行います。
- ◆遊休地の利活用推進のため、空き家の取り壊し支援や、空き地対策などについて関係各課と協力して調査研究に努めていきます。

【評価】



【検証】

- ◇空き家バンク登録物件のうち5件が成約し、4件に対し3,473,000円のリフォーム補助金を交付しました。
- ◇空き家バンクに登録のあった物件を町HPにアップしています。
- ◇検討を継続しています。

⑮ 関係人口の拡大

(第5節-地方創生_I-まちづくり_2-関係人口・交流人口の拡大)

- ◆新富町への移住に興味を持ち、地域おこし協力隊への応募を検討する方を対象に、新富町の魅力や新富町地域おこし協力隊の活動を、直接、新富町に来て体感してもらうことで地域おこし協力隊の採用に繋げるとともに、地域おこし協力隊への応募につながらなかった人

と関係人口拡大に繋げられるよう地域おこし協力隊インターン制度の導入を行います。 ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が整備した新富町宿泊交流施設(旧富田小学校追分分校)など、町内の宿泊事業者を支援し、関係人口拡大につながるよう、その運用を支援します。 ◆町に関係する方との交流機会を重視し、トップセールスによる企業誘致や町との協業につながるよう、接触機会を創出します。 ◆ふるさと納税の寄付にあわせ、町の情報を知ったり、足を運んでみようと思ったりできるよう、PR サイトや返礼品同封パンフなどを工夫します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇令和7年度中に10名の地域おこし協力隊員が着任し、4名のインターン生を受け入れました。また、海外（台湾）からの地域おこし協力隊員の受入も実施しました。 ◇新富町宿泊交流施設の運用に対し補助金を交付し支援しました。 ◇企業版ふるさと納税の寄附等のため、東京都などにトップセールスを実施しました。 ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と連携し、ふるさと納税寄附のPRを行いました。

⑯ 交流人口の拡大 (第5節-地方創生_I-まちづくり_2-関係人口・交流人口の拡大)	
◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が構築した体験型観光パッケージを、企業研修、学生のインターンシップなど、広い分野で活用できるよう第2世代交付を活用した事業により推進します。 ◆サッカーを中心とした大会や合宿誘致のほか、ワーケーション活用などを促します。 ◆新富テゲバサッカースタジアムやフットボールセンターの運営を通じ、県サッカー協会や各種団体と連携し、「サッカーエリア」における各種大会や町内での合宿等を誘致し、町を訪ねる交流人口を拡大させる準備を行います。 ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構ともに、食や観光に関する町の情報発信に取り組みます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇交付金を活用して検証した体験型研修を今後も研究し自走できるよう、協議を継続しています。 ◇新富町宿泊交流施設は利用者数が安定しています。 ◇新富町フットボールセンターを宮崎県サッカー協会に指定管理を委任し運用を開始したため、各種大会の誘致が進んでいます。 ◇株式会社ぐるなびと連携協定を締結し、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに情報発信を継続しています。

⑰ 地域コミュニティ活性化

(第5節-地方創生_Ⅱ-ひとづくり_1-地域コミュニティ活性化)

◆まちづくり補助金のスタート事業枠・ステップアップ事業枠における支援を通し、自発的に地域を活性化する取組を行うための団体設立や検討を行う団体を支援します。

【評価】



【検証】

◇まちづくり補助金については、まつりしんとみ実行委員会、新田夏祭り協力会によるイベント枠2団体、新日本婦人の会児湯支部新田地区子ども食堂による一般枠1団体の実施がありました。

◇令和4年度に創設した次世代に伝えつなげる事業応援補助金については、継承事業枠を3団体、大規模イベント枠1団体に補助金を交付しました。

⑱ 成長産業育成の支援

(第5節-地方創生_Ⅱ-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

◆成長が期待される産業分野に取り組む事業所を支援します。

【評価】



【検証】

◇企業誘致の相談件数は5件ありましたが、年度内の誘致にはいたりませんでした。

⑲ 新技術・デジタル技術の導入の促進

(第5節-地方創生_Ⅱ-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

◆行政サービスのデジタル化と食と観光に関する取り組みを開始し、ECサイトの活用促進や既存事業の見直しを含めた新規事業の構築について調査研究を行います。

【評価】



【検証】

◇行政サービスのデジタル化については、地域活性化起業人制度の任期満了後も本町のデジタル化に向けて一緒に取り組んでもらっている。食と観光に関する取組については、地域活性化起業人制度は令和6年度にて終了した。

⑳ 長期総合計画の実効性の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_Ⅰ-行財政運営_1-行政運営)

◆基本構想から基本計画に基づく施策について、毎年度の実施計画を本計画書でうたい公表するとともに、翌年度には、前年度の検証を行い公表します。

◆限られた人的資源を生かすため、長期総合計画の目指すべきまちの姿の実現に向けた取組を推進します。

【評価】



【検証】

◇令和7年度の計画を7月に公表し、令和6年度の検証を9月に公表しました。

◇本検証をもとに各課の事業内容の進捗の自己点検を促しました。

② 広域的な行政連携

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_1-行政運営)

◆共に広域的な行政連携を行っている構成市町村との連携の強化に努めます。

【評価】



【検証】

◇広域的な行政連携について検討しました。

② 公共施設の適正管理

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_1-行政運営)

◆新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら維持管理コスト等の削減を図るため、新規の公共施設建設については、PPP/PFI や指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などを活用します。

【評価】



【検証】

◇指定管理者制度導入を積極的に行いました。

新規：富田浜公園

更新：新富町文化会館、新富町温泉健康センター「サンルピナス」、新富町商工業研修センター、新富町福祉学習用共用施設、新富町老人福祉センター、新富町一ツ瀬川スポーツレクリエーション施設

③ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_2-財政運営)

◆受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。

【評価】



【検証】

◇各施設について継続し検討します。

財政課

課長 山本 明子
課長補佐 岩本 弥生

1. 財政課の役割

財政課は、財務係と管財入札係で構成され、財政（予算・決算）、財政改革、財産管理、入札事務に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 行政運営の効率化

（第6節-ビジョンを実現するための行政の取組 I-行財政運営_1-行政運営）

◆新規事業については、投資効果・緊急性などの評価を総合的に検討した上で、社会情勢の変化などから真に必要と判断される施策について積極的に取り組みます。

【評価】



【検証】

◇新規事業は、政策会議での議論を経た上で予算査定するなど複眼的な検討を行いました。また、補助金は、必要に応じて新富町補助金等検討審査会の審査・提言を受け、公益性の観点等から適正化を図りました。

② 公共施設の適正管理

（第6節-ビジョンを実現するための行政の取組 I-行財政運営_1-行政運営）

◆公共施設の適正管理に努めるため、新富町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化・集約化を検討するとともに、廃止・除却も含めた公共施設の方向性について検討を進めます。

◆維持管理の削減に努めるため、既存施設の計画的かつ予防的な修繕対策の実施と転換を行います。

【評価】



【検証】

◇老朽化している福祉学習等供用施設と老人福祉センターの複合化・集合化のための財源として公共施設等適正管理推進事業債の活用を令和8年度当初予算への計上と、公共施設等総合管理計画の改訂について検討を行いました。あわせて、令和9年度からの計画改訂を見据え、検証及び改訂の準備を進めました。

◇既存施設の維持管理費用の平準的な予算確保に向け、調整交付金を活用した基金の新設や対象経費の見直しについて担当課と取組を進め予算の確保を行いました。

③ 安定的な財政運営

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_1-行財政運営_2-財政運営)

- ◆新富町補助金の適正化に関するガイドラインを基に、必要に応じて補助金審査会の意見を聴取し、補助金の適正化を推進します。
- ◆行政コストの縮減を図るため、企業版ふるさと納税や連携協定等の活用するなど民間活力の活用を推進します。
- ◆活用の見込みのない遊休財産を売却し、歳入の確保と管理費の縮減に取り組みます。
- ◆短期的な費用対効果を求めるばかりではなく、長期的な視点も組み合わせ各種事業へ投資を行います。
- ◆各課の実施計画(検証)等による事業評価を基に、無駄のない財政運営を行います。
- ◆わかりやすい財政情報の公開を実施し、透明性の高い財政運営を行います。

【評価】



【検証】

- ◇新たな補助金を中心に、新富町補助金等審査会の審査・提言を受け、公益性の観点等を基に適正化を進めました。
- ◇積極的な民間事業者との連携協定締結や企業版ふるさと納税の活用など、行政コストの縮減に努めました。
- ◇売却を視野に、新麓住宅跡地等の売却に向け、一般競争入札による募集を行いました。
- ◇大型事業については、有利な財源確保に努め、長期的な財政負担を考慮し事業調整しました。
- ◇各課の実施計画（検証）等による事業評価も参考に予算査定を行いました。
- ◇5月と11月に、予算・決算の状況に係る財政事情を公表しました。

④ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_2-財政運営)

- ◆受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。
- ◆各種補助制度などの積極的活用を推進します。
- ◆世代間の公平性に配慮し、地方債の活用に取り組みます。

【評価】



【検証】

- ◇令和4年11月に策定した「使用料の見直しに関する基本方針」に基づき、予算査定において、施設管理課に対し、使用料や手数料の見直しを促しました。
- ◇防衛省補助以外にも各種補助金や企業版ふるさと納税等の活用を促しました。
- ◇有利な地方債の活用を積極的に検討し、世代間の公平性を配慮しつつ、新たな借入分の返済期間の調整も行いました。

基地対策課

課長 甲斐 雅啓
課長補佐 野口 征矢

1. 基地対策課の役割

基地対策課は、基地が原因で生ずる障害等の防止策、補償、また米軍再編に係る国との連絡調整や自衛官の募集事務等の総括窓口を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 騒音対策

(第1節-暮らし・環境_Ⅲ-基地周辺対策_1-基地周辺対策)

- ◆騒音障害の軽減及び基地と住宅地の間に緑地帯等の緩衝地帯を形成するため、住宅防音工事や建物等の移転補償・土地の買い入れの対象区域拡大について、国に強く要望します。
- ◆航空自衛隊新田原基地において、F-35Bの配備後の実態を的確に把握するため、可能な限り早急に騒音度調査を実施し、その結果に基づき第一種区域の見直しを行うとともに、住宅防音工事をはじめとする必要な各種対策を講じるよう、国に対して強く要望します。
- ◆住宅防音工事や防音建具・空調機の機能復旧工事における、待機世帯の早期解消と待機期間の短縮を図るよう、国に強く要望します。
- ◆航空機等から発生する騒音障害の実態を把握するため、騒音測定や離着陸状況を調査し、航空機等の騒音の軽減及び、対策の充実を国に強く要望します。
- ◆航空自衛隊新田原飛行場の運用により生ずる騒音が特に著しい地域において、テレビ受信料、空調調機器電気料の一部を助成します。

【評価】



【検証】

- ◇対象区域拡大について国に強く要望しました。
- ◇住宅防音工事希望届が出された住宅に対する工事を早期に着工できるよう要望を継続するとともに、平成15年8月30日以降の住宅についても対象とするよう強く要望しました。
- ◇待機世帯の早期解消や待機期間の短縮を図るよう強く要望しました。
- ◇騒音測定や離着陸状況を調査し、航空機等の騒音の軽減と対策を国に強く要望しました。
- ◇テレビ放送受信料補助金は891戸に、激甚地区空調機器電気料補助金は1,012戸に交付しました。

② 基地周辺生活環境の充実

(第1節-暮らし・環境_Ⅲ-基地対策_1-基地周辺対策)

◆在日米軍再編に伴う訓練移転等の訓練が行われる場合には、関係機関と密に連携して情報を収集し、町民の不安解消と安心安全の確保に努めます。

また、再編関連訓練移転等交付金につきしては、令和8年度までの10年間の時限措置とされており、今後も在日米軍に係る訓練移転の実施が想定されることから、戦闘機による騒音などに対する基地周辺の住民生活に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、再編関連移転等交付金の延長もしくは新たな交付金制度の創設など、訓練移転に係る交付金を継続するよう、引き続き、国に強く要望していきます。

【評価】



【検証】

◇令和8年3月9日から19日の間に在日米軍再編に係る新田原基地への訓練移転があり、米軍再編に係る新田原基地への訓練移転に関する連絡協議会において情報確認を行いました。また、再編関連移転等交付金の延長と合わせて、新たな交付金制度の創設及び調整交付金の増額について国に強く要望しました。

③ 地域コミュニティ活性化

(第5節-地方創生_Ⅱ-ひとづくり_1-地域コミュニティ活性化)

◆自治公民館運営補助金による、自治公民館の円滑な活動を支援します。

【評価】



【検証】

◇町内63地区に対して自治公民館運営補助金を交付しました。

デジタル推進課

課長
係長

清 紀文
松尾 健太郎

1. デジタル推進課の役割

デジタル推進課は、行政情報システムに関すること、社会保障・税番号制度に関すること、AI/RPA による業務効率化に関すること、ICT 利活用に関すること、有線ラジオ放送施設に関することを担っています。

2. 個別事業とその目標

① 行政のデジタル化推進

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_I-行財政運営_1-行政運営)

- ◆高齢者のスマホ教室を開催し、高齢者のデジタルの活用を推進します。
- ◆標準準拠システムをスムーズに使えるよう、丁寧な研修と質問対応を行います。
- ◆職員向けにデータ分析や AI 活用に研修プログラムを実施します。
- ◆引き続き定型業務を対象に RPA を導入し、職員の負担を軽減します。
- ◆WEB 会議ツールの利用ルールを策定し、庁舎内外での活用を促進します。

【評価】



【検証】

- ◇スマホ教室を 20 回開催するとともに、希望する自治会の公民館において出張スマホ教室を実施し、住民のデジタル活用支援の充実を図りました。
- ◇標準準拠システムへ円滑に移行し、移行後も業務を滞りなく継続することができ、安定した業務運営を確保しました。
- ◇全職員を対象とした AI 活用研修を実施し、職員のデジタル活用能力の向上を図りました。
- ◇RPA 導入の推進により、定型業務の効率化と職員負担の軽減が図られました。
- ◇WEB 会議ツールの利用ルールを策定し、庁舎内外での円滑な活用を促進しました。

② 開かれた町政の推進

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅰ-行財政運営_1-行政運営)

◆デジタル環境に関する電話相談窓口を開設し、町民の悩み解決に取り組めます。

◆オープンデータポータルを整備し、地域課題解決に役立つデータを公開します。

【評価】



【検証】

- ◇デジタル環境に関する電話相談窓口を開設し、200件を超える相談に対応することで、町民のデジタルに関する課題や不安の解消を図りました。
- ◇オープンデータポータルの運用を継続しましたが、新たなオープンデータの公開には至らず、データ拡充に向けた取組が今後の課題となりました。

税務課

課長 壺岐 進
課長補佐 堤 征紀

1. 税務課の役割

税務課は、固定資産係、賦課係、収納係で構成されています。

各係の主な業務は、次のとおりです。

【固定資産係】

固定資産税、地籍調査、家屋台帳、償却資産台帳、土地家屋評価証明に関すること。

【賦課係】

住民税(個人・法人)、軽自動車税、国民健康保険税、税に関する証明に関すること。

【収納係】

税収納に関すること。

2. 個別事業とその目標

① 国民健康保険制度の安定運営

(第2節-健康・福祉_II-社会保障_1-国民健康保険)

◆税負担の公平性の実現に向けて、法令に基づき徴収を行い、収納率 97.0%以上を目標とし財源確保に努めます。

◆公正公平な国民健康保険税の課税及び課税内容について、懇切丁寧な説明に努めます。

【評価】



【検証】

◇令和7年度については収納率 97.53%となりました。

◇当初課税通知時に当該年度の税額の周知を対象者へ送付、また HP 等への掲載による周知を実施。また、問い合わせ対応の丁寧な説明を心がけ、実施しました。

② 後期高齢者医療制度の安定運営

(第2節-健康・福祉_II-社会保障_2-後期高齢者医療制度)

◆後期高齢者医療制度の安定のため、99%超で推移している現年度後期高齢者医療保険料収納率を維持し、収納率 100%を最終目標に財源の確保に努めます。

【評価】



【検証】

◇令和7年度については収納率 99.99%となりました。

③ 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_Ⅰ-行財政運営_2-財政運営)

- ◆24 時間 PC・スマホから口座振替の申込みができるため Web 口座振替サービス(令和4年度導入)の更なる利用促進に努めます。
- ◆地方税統一 QR コードの導入をはじめとしたキャッシュレスによる収納が拡充されているため、関係各課と連携を図りながら、円滑な収納事務に取り組めます。

【評価】



【検証】

- ◇令和4年度から Web 口座振替システムを導入し、24 時間 PC・スマホから口座振替の申込みができるようになったことを更に周知化し、口座引き落とし対象者の拡大を実施しました。
- ◇キャッシュレス収納の環境整備に合わせ、キャッシュレス決済の周知について、税務署、県等とも連携しました。また、問い合わせに対し丁寧な説明を心がけ対応しました。

町民課

課長 長友 令子
課長補佐 宮崎 智恵美

1. 町民課の役割

町民課は、戸籍住民係と年金係で構成され、戸籍住民係では窓口における諸証明の発行をはじめ、印鑑登録や戸籍事務などを所掌し、年金係では国民年金の資格得喪失、消費者行政に関する事務などの窓口サービスを所掌しています。

2. 個別事業とその目標

① 消費者の安全安心の確保

(第1節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_3-防犯、交通安全、消費者行政)

- ◆正しい消費者知識を習得し、自己の意思と責任で対応できるよう消費者教育・啓発・情報提供の充実を図ります。民法改正による成年年齢引き下げに伴う各消費者教育や啓発を推進します。
- ◆県消費生活センター、西都児湯消費生活相談センター、警察署等の関係機関と連携を図り、相談業務や広報誌等による消費者問題の啓発を実施し、トラブルの未然防止と迅速な解決に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇啓発チラシの配布や、消費者相談の多い事案、悪質商法等に関する注意喚起について、ホームページやLINEを活用した情報提供を行い、消費者被害の未然防止に努めました。
- ◇消費者行政全般の相談について、西都児湯消費生活相談センターと連携して、早期解決に努めました。

② 国民年金制度の適正運営

(第2節-健康・福祉_Ⅱ-社会保障_3-国民年金)

- ◆若年層を中心に国民年金制度の趣旨理解と老後生活の安定と地域経済の基盤確保のため、広報誌等による年金制度の広報啓発を図るとともに、未加入者や未納者を減らしていくため、所管する年金事務所と協力連携して町民生活の維持向上に努めます。
- ◆加入者の受給権を確保するため、相談業務の充実を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇国民年金制度への理解促進及び保険料の未納防止を図るため、保険料免除制度や納付猶予制度に関する情報を町広報誌に掲載しました。また、

	年金事務所と連携し、未加入者や未納者への周知に努めるとともに、来庁者に対して加入記録の照会や保険料納付額の確認を行いました。
--	--

③ 行政のデジタル化推進	
(第6節-ビジョンを実行するための行政の取組_I-行財政運営_1-行政運営)	
◆マイナンバーカード普及のため、夜間休日開庁を継続して取り組んでいます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇通常の新富町役場の開庁時間では仕事や学業のために来庁することのできない方のために、夜間開庁（毎週木曜日夜7時まで）と休日開庁（毎月1回いずれかの日曜日午前中）を実施し、マイナンバーカードに関する手続きを行えるようにしました。

いきいき健康課

課長	稲田 真由美
保健相談センター所長	押川 美香
課長補佐	税田 智久

1. いきいき健康課の役割

いきいき健康課は、保健予防係、健康推進係、国保健康保険係、後期高齢者医療係で構成され、1. 保健・栄養指導 2. 母子保健事業 3. 予防接種 4. 国民健康保険事業 5. 後期高齢者医療事業など、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康を保ちながら、いきいきと暮らせるよう、保健相談センターを拠点に町民生活に直結する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 健康管理体制の充実

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり)

- ◆母子保健の充実のため、妊婦・乳幼児一般健康診査、新生児聴覚検査、産後健診の助成を行います。赤ちゃん訪問や月齢に応じた乳児健診、離乳食教室を実施します。必要に応じて産後ケア事業やフォローアップ事業を実施します。
- ◆健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や保健指導・栄養指導等を行います。
- ◆健康への関心を高めるために生活習慣病の予防に重点を置き、保健相談や健康教育を行います。
- ◆健康に関心を持ち、健康の維持・管理ができるよう、国民健康保険加入の20代を「わかば健診」、30代を「みつば健診」として若い世代を対象とした健康診査を実施します。また、勤め先で健診受診の機会のない町内消防団に所属している方(社会保険加入者)を対象に「消防団健診」を実施します。
- ◆保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、はつらつ健康基金を活用して、次の①～③の方を対象にがん検診を無料で行います。
 - ①65歳以上の方
 - ②31歳(子宮頸がんのみ)・41歳・51歳・61歳(肺がんCT及び前立腺がんは51歳、61歳)の方
 - ③40～64歳で特定健診を5か年(令和2年度～令和5年度)継続して受診している方
- ◆地域の特性に応じた保健活動を行うため、健診結果や医療費等のデータを活用した分析を行います。
- ◆高齢者健康づくり対策のため、「すこやか高齢者健診」により、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の早期発見につなげることで、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)の延伸につながるよう支援します。
- ◆20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の節目年齢の方を対象に、歯周病検診の費用を町が一部助成し、町内の歯科医院で検診を実施します。

【評価】



【検証】

◇妊婦・乳幼児一般健康診査、新生児聴覚検査、産婦健診の助成を行い、赤ちゃん訪問や乳幼児健診、離乳食教室、産後ケア事業とフォローアップ事業を下記のとおり実施しました。

	助成回数	実受診数(人)	延受診数(人)
妊婦	14	137	1,038
乳児健康診査	2	125	152
新生児聴覚検査	1	86	86
産婦健診	2	95	178
1 か月児健診	1	80	80

	対象者数 (人)	訪問数(人)	訪問率 (%)
こんには赤ちゃん訪問	95	95	100.0

	回数	対象者数 (人)	受診者数(人)	受診率 (%)
乳児健診 (集団健診)	3	82	80	97.6
1 歳 6 か月児健診	6	95	95	100.0
3 歳児健診	6	133	132	99.2

	回数	参加者数 (人)
赤ちゃんもぐもぐ教室 (離乳食教室)	4	51

	実施実人数 (人)	実施延べ回数(回)
産後ケア事業 (アウトリーチ)	5	24

	実施回数(回)	参加実人数(人)	延人数(組)
産後ケア事業 (デイサービス)	18	32	68

	要フォロー(人)	要保護対象者(人)
赤ちゃん訪問時のフォロー	10	5

◇地域に出向いての健康教室や栄養指導を下記のとおり実施しました

	回数	参加者数 (人)
総合健康相談	随時	33
高齢者受給者証交付説明会時講話	12	72
特定保健指導教室	6	16
一般健康教育	2	181

	回数	参加者数（延）
健康づくり食育事業：指導及び講習	10	10
健康づくり食育事業：栄養講話	5	204
食生活改善推進員：調理実習研修会	9	72
食生活改善推進員：活動	18	235
高齢者低栄養予防事業：健康教育	12	72
高齢者低栄養予防事業：地域ケア会議	9	18 件

◇「わかば健診」（20 代）、「みつば健診」（30 代）を下記のとおり実施しました。

	対象者数	受診者数(人)	受診率
わかば健診(20 代対象)	170	16	9.4%
みつば健診(30 代対象)	270	51	18.9%

◇はつらつ健康基金を活用して対象者のがん検診を無料で実施し、健診結果や医療費等データを活用した分析しました。

◇すこやか高齢者健診を下記のとおり実施しました。

	被保険者	対象外者数	健診受診者数	受診率
すこやか高齢者健診	2,963	239	598	21.95%

◇歯周病健診は下記のとおり受診がありました。

	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
20 歳	179	5	2.8
30 歳	134	7	5.2
40 歳	169	5	3.0
50 歳	222	8	3.6
60 歳	182	4	2.2
70 歳	244	16	6.6
合計	1,130	45	4.0

② 町民の健康を守る取組の推進

（第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり）

◆健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、保健センターだよりの発行や地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。

◆食生活改善推進員と連携し、地産地消・食育・食生活の改善に関する講話や調理実習を行い、全ライフステージにある人が、食を通した健康づくりを実践できるよう支援します。 ◆健診会場等で保健指導媒体の掲示やパンフレット等を配置し、健康意識向上のためのポピュレーションアプローチを行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇特定保健指導教室を6回、一般健康教育を2回実施し、栄養講話を5回実施しました。 ◇食生活改善推進員活動は18回実施し、226名の参加がありました。 ◇健診会場等で保健指導に関する情報を掲示して周知し、ポピュレーションアプローチを実施しました。

③ 感染症対策の推進	
(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり)	
◆感染症予防のため、予防接種の助成を行い、乳幼児、児童・生徒、高齢者等が感染症に罹患することを予防するとともに、罹患しても重篤にならないように推進を図ります。 ◆感染症を予防する生活習慣や知識の普及のため、HPや広報しんとみ、LINE・無線放送などを通じて情報発信を行います。 ◆感染症等の感染予防対策を各関係機関と連携し、予防対策の周知や対策の充実を図ります。 ◆結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払い、65歳以上の方を対象に結核検診を無料で行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇乳幼児の定期予防接種は自己負担を無料で接種できるよう実施しました。また、高齢者の定期予防接種は、自己負担の一部助成を行いました。 ◇定期予防接種の対象でない疾患に対して、任意予防接種の助成を行いました。 ◇感染症の流行や予防接種について、HPやLINE・無線放送を通じて情報発信を行いました。 ◇結核に関する周知広報を行い、65歳以上の方2,662名を対象に結核検診を無料で行いました。受診者は、1,677名でした。

④ 地域医療体制の整備	
(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_1-体の健康づくり)	
◆町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを図ります。 ◆かかりつけ医を持つことを推奨し、県及び地域の医師会と連携しながら、適切な地域医療体制づくりを進めます。	

【評価】 ○	【検証】 ◇関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを進めました。 ◇かかりつけ医を推奨し、医師会と連携し適切な地域医療体制づくりを進めました。
------------------	---

⑤ こころの健康を守る取組の推進

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり・医療_2-こころの健康づくり)

- ◆生きることの包括的な支援のため、自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために「行動」「気づき」「つながり」「見守り」ができるよう広報啓発を行います。
- ◆こころの健康意識を図るため、保健センターだより等による啓発を行い、相談や見守り体制づくりを進めます。
- ◆精神保健に関する理解促進のため、様々な機関と連携しながら、適正な医療につなげるように支援します。

【評価】 ○	【検証】 ◇9月の自殺予防週間と3月の自殺予防月間に保健相談センターだよりで広報啓発を行いました。 ◇県の地域自殺対策強化交付金を活用し、ウェットティッシュ2,000個を町内かかりつけ医療機関を中心に配布しました。 ◇相談（延19件）、訪問（延8件）、電話（延58件）を行い、相談内容により適正な医療につなげるよう支援しました。
------------------	--

⑥ 自殺対策

(第2節-健康・福祉_I-健康づくり_2-こころの健康づくり)

- ◆自殺対策計画に基づき、計画的に様々な自殺対策に取り組みます。
- ◆地域や自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。
- ◆保健センターだより等を通じて、悩みを抱えた人々の周りの気づきに対する啓発を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇近年の本町における自殺の状況から、自殺対策週間（9月）自殺対策月間（3月）に保健センターだよりを通じて自殺予防啓発を行いました。 また、自殺との関連性の高い精神疾患等に対し突発的な来庁による相談や電話相談などにも対応しました。
------------------	--

⑦ 国民健康保険制度の安定運営

(第2節-健康・福祉_Ⅱ-社会保障_1-国民健康保険)

- ◆レセプト(診療報酬明細書)の国保連合会による一次点検に加え、レセプト点検員による二次点検を引き続き実施します。
- ◆ジェネリック医薬品の積極的な使用について広報を行うとともに、多受診・重複受診者への訪問指導を実施します。
- ◆特定健診未受診者及び生活習慣病のハイリスク者への受診勧奨を実施し、重症化予防を図ります。また、健診当日の保健指導を実施し、早期受療につなげるとともに、結果異常値放置にならないための体制づくりを図ります。
- ◆国民健康保険制度や財政状況に関する周知広報のため、国保だよりの発行を行うとともに、70歳到達者への説明会も行います。

【評価】



【検証】

- ◇レセプト点検員による二次点検を継続しました。
- ◇ジェネリック医薬品の積極的な使用について、お知らせ版やLINEを活用して広報し、多受診・重複受診者については、電話・通知等により、適切な服薬指導を行ないました。
- ◇ハイリスクアプローチは、未治療の異常値放置、治療中のコントロール不良者を対象に受診勧奨・保健指導を実施。血圧、血糖、脂質に問題を抱えるハイリスク者に対して、健診時の直接指導、レセプトを確認しての訪問や電話により、医療機関への受診勧奨等の重症化予防の指導を実施しました。
- ◇国保だよりを積極的に活用し、一人当たり医療費や疾病傾向等を周知し、リフィル処方箋やポリファーマシー等医療費削減につながる広報を実施しました。また70歳到達者への説明会も引き続き開催し、制度説明のパンフレット等の配布を行いました。

⑧ 後期高齢者医療制度の安定運営

(第2節-健康・福祉_Ⅱ-社会保障_2-後期高齢者医療制度)

- ◆新規加入者を対象とした説明会を毎月実施し、町民への制度内容の周知及び理解促進を図ります。また広報誌を通じて制度の趣旨普及を図ります。
- ◆個々の健康状態を分析し個別で受診案内をする等、積極的な受診勧奨を実施します。

【評価】



【検証】

- ◇75歳到達者を対象とした説明会を毎月実施し、後期高齢者医療制度の概要や保険料、各種給付制度について周知を図り、制度への理解促進に取り組みました。

	◇一体的実施事業において、対象者の自宅訪問を実施し、健康状態や生活状況を把握したうえで、個々の状況に応じた相談・支援を行いました。必要に応じて医療・介護サービスや通いの場等の地域資源につなげるとともに、未受診者には受診勧奨を行い、健康保持・重症化予防に努めました。
--	---

⑨ 相談支援の提供体制の確保	
(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者(児)福祉)	
◆乳幼児健診において、健康診査の充実を図り、障がいにつながる疾病の早期発見・早期療育を実施します。また、家庭での養育に対する支援を行います。障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの支援などを行います。 ◆出産後、専門的な支援が必要な産婦等に対し、産後ケア事業(アウトリーチ型、デイサービス型)を行います。あわせて、それぞれの状況に応じて電話相談や訪問を行います。関係機関と連携を図り、障がい者(児)の地域生活への移行や地域定着のための支援体制の充実に努めます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇令和4年度から開始した出産・子育て応援事業で、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施しました。 ◇産後ケア事業(アウトリーチ型)は5名(実)の産婦に対し24回(延)、産後ケア事業(デイサービス型)は、18回開催し、68組(延)母子へ専門的なケアを実施しました。

⑩ 障がい児支援の提供体制の確保	
(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者(児)福祉)	
◆成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して電話相談や面談・訪問を実施し、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう関係機関へ繋がります。障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めます。 ◆成長段階の養育に困難さを感じている親子に対してフォローアップ教室のびのびランドにて、音楽療法・ことばの相談・発達相談を実施し、教室を通して支援の充実を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 ◇電話相談や面談・訪問等を実施しました。 ◇のびのびランドは年間23回開催し、62名の方が延べ125名参加しました。

⑪ 子育て支援の充実

(第2節-健康・福祉_V 子ども・子育て支援_1 子ども・子育て支援)

◆子育て支援センター「まある」にて、相談や面談等を行い、妊娠期～育児期まで切れ目のない支援を実施します。

【評価】



【検証】

◇子育て世代包括支援センター「まある」にて、各母子保健事業を実施し、妊娠期から出産・子育てまで、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施しました。また、経済的支援として、「出産応援給付金・子育て応援給付金」を、合計 22 件、1,100,000 円給付、「妊婦のための支援給付金」を、合計 181 件、9,050,000 円給付しました。

⑫ 幼児期教育・保育の充実

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

◆乳幼児健診や町内保育園・幼稚園巡回訪問を実施し、乳幼児期の養育に対する支援を行います。

◆就学前に保育園訪問等を行います。また、必要に応じて親子との面談やフォロー教室を行い、幼児の小学校教育への円滑な接続を図ります。就学前の保育園等訪問や小学校との交流活動等を通して、幼児の小学校教育への円滑な接続を図ります。

【評価】



【検証】

◇保育園幼稚園巡回訪問は 11 園に対し延べ 17 回、延べ 352 名の園児の様子を見て、保育アドバイスを行いました。

⑬ 子ども家庭支援

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

◆子育て世代包括支援センター「まある」やこども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。

【評価】



【検証】

◇こども家庭総合支援センター「パプリカ」、子育て世代包括支援センター「まある」と教育委員会で連携し、各ケース毎に支援協議を行い対応しました。

⑭ 権利擁護

(第2節-健康・福祉_V-権利擁護_1-権利擁護)

◆特定妊婦や支援の必要な家庭のため、月 1 回の特定妊婦のケース会議を実施し支援の検討・充実を図ります。子育て世代包括支援センター「まある」とこども家庭総合支援センター

「パプリカ」が関係各期間と連携し、特定妊婦や支援の必要な家庭のケース会議を定期的 に開催し、情報共有・相談・支援体制の充実を図ります。 ◆子育て世帯包括支援センター「まある」やこども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総 務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。ま た、関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇ケース会議を開催し、要保護対象者の情報共有と支援を行いました ◇各関係機関の要請により、要保護児童対策地域協議会に参加し対応を協 議しました。

⑮ 虐待防止 (第2節-健康・福祉_V-権利擁護_1-権利擁護)	
◆乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。要保護 児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口 や相談体制のきめ細かな対応を充実します。 ◆虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を実施します。虐待を未然に 防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対 応を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇関係機関と連携して虐待の疑いがある家庭の情報提供を行いました。 ◇虐待防止のため状況に応じた情報共有を進めました。

⑯ ボランティア団体との協働の推進 (第3節-教育・文化・ひとづくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)	
◆自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発を行いました。

⑰ 多様性社会の実現 (第3節-教育・文化・ひとづくり_VI-協働の推進_2-多様性の尊重)	
◆母子保健の健康づくりのため、あかちゃん訪問事業や産後ケア事業を実施します。こんにち はあかちゃん訪問事業や産後ケア事業を実施し、母性の保護や女性の心身にわたる健康づく りを推進します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇あかちゃん訪問事業は、対象者 95 名に対し全員訪問することができ ました。

	◇産後ケア事業(アウトリーチ型)は5名(実)の産婦に対し24回(延)、産後ケア事業(デイサービス型)は、18回開催し、68名組(延)母子へ専門的なケアを実施しました。
--	--

福祉課

課長	緒方 利行
課長補佐	清 菜穂子
課長補佐	中原 悠一郎

1. 福祉課の役割

福祉課は、社会福祉係、児童福祉係、子育て支援係、で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【社会福祉係】

障がい者福祉、障害者自立支援、障害児通所支援、戦没者遺族、恩給、生活保護等に関する業務を担っています。

【児童福祉子育て支援係】

児童手当、乳幼児・こども・ひとり親の医療費助成、保育所、幼稚園、子育て相談等に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 障がい者福祉サービス提供体制の確保

(第2節-健康・福祉-Ⅳ-社会福祉_1-障がい者(児)福祉)

- ◆将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、その人材の確保・定着に向けた施策を推進します。
- ◆住み慣れた地域で自立して生活を送るため、自立訓練等日中活動系サービスの充実を図ります。
- ◆体験の機会や場の提供、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等の確保及びその機能拡充を図ります。
- ◆障がい者施設入所者が、グループホームや一般住宅等での地域生活に移行できるよう地域生活支援事業を活用した支援を行います。
- ◆新富町障がい者自立支援協議会において、地域における障がい者等へのサービス提供体制等に係る課題を共有し、関係機関との連携及び支援体制に関する協議を行います。
- ◆障がい者福祉サービスについての理解を深めてもらうため、広報の充実を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇福祉施設で実施される処遇改善加算の届出等について対象事業所へ周知を行い提出漏れの防止を図りました。
- ◇町内に様々な就労継続支援事業所が開設し、就労を希望する方々へより多くの選択肢を提供できるようになりました。
- ◇今年度は地域生活支援拠点等の届出が2件あり、緊急時の支援や地域生活への移行支援に対応できる体制の充実が進みました。

- ◇本年度は新富町障がい者自立支援協議会を3回開催し、課題の共有及び本町の障がい者福祉に関する課題を協議しました。
- ◇町広報誌やホームページにて広報を実施しました。

② 相談支援の提供体制の確保

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者(児)福祉)

- ◆障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの支援などを行います。
- ◆障がいの特性等に配慮した窓口でのコミュニケーションツールの導入を行います。
- ◆基幹相談支援センターと連携し、各種ニーズに対応するため、総合的・専門的な相談支援を実施するための体制の構築を行います。
- ◆「発達障がい」や「障がい者(児)」に対する理解が一層深まるよう、町民への意識啓発を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇「しょうがいしゃのしおり」を改訂し、わかりやすい広報に努めました。
- ◇障がいの特性等に配慮した窓口用コミュニケーションツールを1台導入し検証を行いました。
- ◇基幹相談支援センターも含む相談支援部会を定期的(12回/年)に開催することにより相談支援事業所間の連携を図りました。
- ◇「しょうがいしゃのしおり」を改訂し、わかりやすい広報に努めました。

③ 障がい児支援の提供体制の確保

(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_1-障がい者(児)福祉)

- ◆成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して電話相談や面談・訪問を実施し、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう関係機関へ繋ぎます。
障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めます。
- ◆小児発達児を専門とした医療機関受診待ちの期間中にも出来る支援を行います。
- ◆障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所施設等の充実を図ります。
- ◆児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築に向けた調査研究を行ないます。
- ◆障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を行います。
- ◆児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保に努めます。
- ◆医療的ケア児及び家族の日常生活における支援を行うため、相談支援体制の整備、支援を行う人材の確保に努めます。
- ◆障がい児の受入れを行う保育所に対して障がい児1人あたり保育士1人を加配する「障がい児保育事業補助金」や、放課後児童クラブ等に対して「障がい児受入推進事業」での支援を

行い、障がい児の受入れ強化を継続します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇いきいき健康課や教育委員会と連携し、情報共有を行うことで適切な情報共有及び相談の実施を図ることができました。 ◇児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等で組織されている子ども部会を年7回開催し、学校や保育所等の先生へ向けた支援者支援についての新規事業の立ち上げについて協議を行いました。

④ 低所得者福祉	
(第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_2-低所得者福祉)	
◆生活に困窮した方が相談しやすい体制をつくり、相談の受付を行います。 ◆高齢者世帯の生活保護相談件数が増加してきているため、医療・介護等を含め一元的に対応できる相談体制の構築を図ります。 ◆民生委員・児童委員、福祉事務所等と連携することにより生活保護世帯の実態把握を行い、必要に応じた対応を行います。 ◆生活困窮者の自立支援のため、年金や各種手当等の社会保障制度の適正な活用を図ります。 ◆経済的困難を抱える家庭に対する、関係機関と連携したネットワークを構築、相談等の支援を行うとともに、経済的困難を抱える子育て世帯(児童扶養手当対象者・要保護、準要保護児童等)の状況把握を行います。 ◆放課後児童クラブを利用する要保護児童・準要保護児童及び児童扶養手当対象世帯の児童について、放課後児童クラブ利用料の負担軽減として、児童1人につき月額2,000円の助成を行ないます。 ◆生活保護に準じる程度の保護者に対して学用品等を援助します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇生活困窮は、情勢、地域の実情など様々な要因があるため関係機関及び関係団体などと情報共有など行い、速やかに対応することができました。 ◇高齢者福祉係と地域包括支援センター、社会福祉係が連携し、生活保護に限らず養護老人ホームへの措置や社会福祉協議会による安心サポート事業等の多様なサービス検討を行いました。 ◇生活困窮に係る生活保護の申請については本人の状況も鑑み児湯福祉事務所への当日進達を努め早期の判定につなげることができました。 ◇教育委員会と連携し、経済的困難を抱える子育て世帯の共有を行うことで速やかな要保護、準要保護児童の認定に努めることができました。 ◇生活困窮に係る給付金、放課後児童クラブ利用に関する助成については、対象者に速やかな支給を行いました。

⑤ 子育て支援の充実

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの成長を支援するため、0歳から高校3年生までを対象とした医療費の無償化を継続して行います。
- ◆現在実施している3カ所(八幡子育て支援センター、子育て応援スポットあんのん、のぞみ保育園子育て支援センターはぐくみ)を中心に、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保するとともに、より身近で利用しやすい環境で子育て支援サービス等のネットワークづくりに取り組み、子育てに関する相談や子育て関連の情報提供を行います。
- ◆在学する子どもを4人以上監護する保護者の、4人目以降の児童に係る副食費の助成を行います。
- ◆ファミリー・サポート・センターの利用について周知を行います。さらに、養成講座の開催を行い援助会員の増員を目指すとともに、すでに援助会員として活動している方にも養成講座の参加を呼びかけの実施、また利用会員と援助会員の交流会を実施し、相互援助活動の資質の維持向上を目指します。

【評価】



【検証】

- ◇令和5年1月より18歳未満の子どもたちに医療費の無償化を行っており、令和7年度は36,632件の医療費助成を行いました。
- ◇地域子育て支援拠点事業を行っている3事業所に対し、情報提供や支援体制強化などの支援を行い、利用者のニーズに応じたサービスを行いました。
- ◇4人以上のこどもを養育している保護者に対して4人目以降の副食費の助成を行っていましたが、保育料完全無償化に伴い令和6年度までで経過措置対象者への助成が完了し事業が終了しました。
- ◇ファミリー・サポート・センターにおいて養成講座を開催し、8名の参加(登録)があり、相互援助活動について理解を頂くことができました。

⑥ 幼児期教育・保育の充実

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆令和5～6年度にかけて「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」の評価を行うとともに、第3期計画の策定準備(実態及びアンケート調査等)を実施します。その評価や利用者の実態やニーズに基づいた、教育・保育施設の定員の確保を行います。
- ◆新富町の幼稚園・保育園等の利用状況や子育て世帯の動態やニーズを踏まえ、園長会等を通じて、認定こども園への移行の必要性が高い園へ啓発します。
- ◆「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」の令和4年度の評価をもとに、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業について、利用者の実態やニーズに基づいた事業を実施します。
- ◆保護者がそれぞれのニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保育園入所の相談等にて、各種制度等の情報提供を行ないます。
- ◆教育・保育の質の向上と保育士のスキルアップを図るため、園長会での啓発、また主任会や

放課後児童支援員担当者会にて勉強会等を開催します。 ◆就学前に保育園訪問等を行います。また、必要に応じて親子との面談やフォロー教室を行い、幼児の小学校教育への円滑な接続を図ります。就学前の保育園等訪問や小学校との交流活動等を通して、幼児の小学校教育への円滑な接続を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 ◇令和8年度からの乳児等通園支援事業の実施及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について「第3期新富町子ども・子育て支援事業計画代用計画」を策定しました。 ◇幼稚園・保育園等の利用状況や子育て世帯のニーズを踏まえ、園長会で認定こども園への移行啓発を行いました。 ◇保育園入所の相談等の際に、保護者のニーズに合わせて子育て支援に関する情報提供を行いました。 ◇教育・保育の質の向上を図るため、園長会での啓発や保育士を対象とした研修を行いました。

⑦ 子どもの居場所環境の整備 (第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)	
◆放課後児童クラブの利用希望者の状況を見据えながら、適正な定員の確保に努めます。また、放課後児童クラブ利用者へ適切な支援を行えるよう、放課後児童支援員認定資格研修のテキスト料の助成を行ない、支援員資格取得の支援を行います。 ◆関係機関との情報共有を図りながら、家庭及び地域、学校、行政、企業、民生委員・児童委員、母子保健推進委員などが一体となって、子どもたちにとって家庭や学校以外でも安心して過ごせる居場所づくりの整備を進めます。 ◆子どもの見守り体制強化の充実を図るため、関係機関との定期的なケース会議の実施や放課後児童クラブ等との連携を進めます。 ◆子どもたちの安全確保を図るため、児童遊園の遊具点検を年に1回実施し、補修・修繕等を定期的に行ないます。 ◆社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、子どもの居場所づくり、見守り強化及び家庭支援等を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇町内8カ所で実施している放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用した児童は、204名になりました。支援員資格取得の申請について5名の受講応募がありテキスト料の助成を行いました。 ◇各関係機関との情報共有を図りながら実態把握を行いました。 ◇関係機関との定期的なケース会議を実施しました。 ◇児童遊園の遊具点検を実施しました。 ◇各関係機関と連携し見守り強化及び家庭支援等を行いました。

⑧ ひとり親家庭福祉

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆ひとり親家庭を対象とした「児童扶養手当」や「ひとり親家庭医療費助成」等の支援制度の周知と利用促進を図り、生活の安定と向上に努めます。
- ◆ひとり親家庭の保護者の経済的自立を支援するため、各種貸付金制度の啓発等を行ない、利用促進を図ります。
- ◆関係機関・協議会が主催する会議や研修会に参加し、情報の共有及び連携を図ります。
- ◆関係機関と情報共有を行い、こども家庭総合支援センター「パプリカ」が中心となって、ひとり親家庭を対象とした相談や養育指導を行います。
- ◆ひとり親家庭の組織活動である「ひまわり会」を通じて、ひとり親同士の相互交流や親睦を図るための支援を行ないます。

【評価】



【検証】

- ◇ひとり親家庭の経済的自立のために関係機関及び関係団体などと情報共有など行い、情報提供や啓発活動を行うとともに、各種手当、給付金支給については、対象者に速やかな支給を行いました。
- ◇来庁されたひとり親家庭に対して各種貸付制度の啓発を行いました。
- ◇関係機関が開催する会議等に参加し情報共有・連携を行いました。
- ◇こども家庭総合センターパプリカでひとり親家庭への相談や支援を行いました。
- ◇ひまわり会の活動への支援を行いました。

⑨ 子ども家庭支援

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

- ◆子育て世代包括支援センター「まある」やこども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。
- ◆子ども家庭の、子育てに関する相談や支援について経済面・精神面など、より専門的な相談に対応できるよう、会議・研修等に参加するとともに、事例検討を実施し、支援の強化に取り組めます。

【評価】



【検証】

- ◇要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議を行い、関係機関との連携体制強化を図りました。また、個別ケース会議で情報共有を行い、支援の強化に取り組みました。
- ◇関係機関が開催する会議・研修等に積極的に参加しました。

⑩ 権利擁護

(第2節-健康・福祉_VI-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆新富町成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、高齢者や障がい者等の人権や権利保護のため、判断能力が十分でない方々の権利等を保護するために成年後見制度の周知・利用促進を図り、地域連携ネットワークの中核機関となる「こゆ成年後見支援センター」等の関係

機関との連携に努めます。

- ◆特定妊婦や支援の必要な家庭のため、月 1 回の特定妊婦のケース会議を実施し支援の検討・充実を図ります。子育て世代包括支援センター「まある」とこども家庭総合支援センター「パプリカ」が関係各期間と連携し、特定妊婦や支援の必要な家庭のケース会議を定期的に開催し、情報共有・相談・支援体制の充実を図ります。
- ◆こゆ成年後見センターと連携し、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実地団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
- ◆DV 相談の適切な活用を促すため、DV の影響についての啓発・相談・関係機関との円滑な連携を行います。
- ◆子育て世帯包括支援センター「まある」やこども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。また、関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。
- ◆乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制のきめ細かな対応を充実します。

【評価】



【検証】

- ◇子育て世代包括支援センター「まある」と連携し、必要に応じて、ケース会議の開催など情報共有・相談、支援体制の強化を図りました。
- ◇こゆ成年後見支援センター作成のパンフレットなどを活用しながら対象者への周知を行い、必要時にはセンターと情報共有し支援を行いました。
- ◇国や県が開催する当該研修に参加し制度理解を深めました。その他日頃からこゆ成年後見センターと連携を密にし、支援体制を構築しました。
- ◇DV 相談や要保護児童または、ヤングケアラーに関して、関係機関と連携し、情報共有を図りながらきめ細やかな対応をできる体制構築に取り組みました。

⑪ 虐待防止

(第 2 節-健康・福祉_VI-権利擁護_1-権利擁護)

- ◆虐待防止のため、乳幼児健診等の母子保健活動や地域の保育園や学校、医療機関等と連携し、支援が必要な家庭を早期に発見するとともに、養育支援や指導等、適切な支援につなげていきます。
- ◆乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制のきめ細かな対応を充実します。
- ◆虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を実施します。虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。
- ◆保育園・幼稚園との情報共有や乳幼児健診等での状況確認を行い、問題を抱える家庭には早期にリスクアセスメントを実施します。
- ◆子どもを取り巻くあらゆる機関が情報共有等を行ないながら連携し、児童虐待防止のため

の見守りを強化します。 ◆広報紙等にて児童虐待に関する相談窓口である、こども家庭総合支援センター「パプリカ」の周知を図ります。 ◆児童虐待防止に関する啓発のため、児童虐待防止月間である11月にオレンジリボンの着用及び配付活動、広報誌等へ記事の掲載等にて啓発活動を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇虐待防止に関しては、各関係機関と情報共有、ケース会議など行い、速やかな対応することができました。 ◇保育園・幼稚園を訪問し情報共有を行いました。また、乳幼児健診等で状況を確認しました。 ◇関係機関と協働し、相談や通報によってケース会議やコアメンバー会議を行い、早期対応を行うことができました。 ◇関係機関との連携体制のもと、虐待の早期発見と迅速な対応に向けた情報共有を継続的に行いました。関係職員への対応研修や事例検討を通じて、初動体制の強化と支援方法の確認を図りました。 ◇広報誌等でこども家庭総合センター「パプリカ」の周知を行いました。 ◇児童虐待防止月間には職員等にオレンジリボン着用や、各保育園児が記載したメッセージをオレンジツリーに飾る等、啓発活動を行いました。

あんしん長寿課

課長	川野 尊世
課長補佐	白瀧 日登美
課長補佐	圓崎 宏美
地域包括支援センター長	清 礼

1. あんしん長寿課の役割

あんしん長寿課は、高齢者福祉係、介護保険係、地域包括ケア推進係、地域包括支援センターで構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【高齢者福祉係】

高齢者福祉保健に関する業務を担っています。

【介護保険係】

介護保険事業、地域密着型サービス、地域包括支援センターに関する業務を担っています。

【地域包括ケア推進係】

地域支援事業に関する業務を担っています。

【地域包括支援センター】

高齢者ができる限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

2. 個別事業とその目標

① 防災体制の充実

(第1節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_2-防災)

◆災害対策基本法に基づく、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握に努め、個別避難計画の構築を行います。

◆高齢者の増加に伴い、災害時における避難所の収容可能人数拡大のため、新たな指定避難所の確保を検討します。

【評価】



【検証】

◇要配慮者の情報収集を行い、危機管理係の個別避難計画策定業務を支援しました。

◇避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方の避難先として、現在、3か所の施設と協定を締結しています。危機管理係と連携しながら福祉避難所の必要数や、施設の検討を行いました。

② 地域ケアシステムの構築

(第2節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆地域ケア推進会議等で地域課題を速やかに把握し、自助・互助・共助・公助のバランスをとりながら解決を図る「地域包括ケアシステム」推進体制の構築を目指します。
- ◆地域包括ケアシステムを推進していくうえで、地域ケア個別会議や多職種連携会議で把握された地域課題と、地域住民による支え合い活動を通じて把握された地域課題について、課題解決方策について協議を行い、町の施策へつなげる仕組みを構築します。
- ◆多様な通いの場を起点とした地域支え合い活動から把握された地域課題を協議する場として、生活支援コーディネーターを中心に居場所づくり事業や地区座談会を通じた地域の話し合いの場(第2層協議)の形成を推進します。
- ◆住民に身近な圏域において、座談会等を開催することで他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行い、地域福祉を推進するために必要な環境の整備を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇地域課題の把握や支援方法、類似事例への活用を把握するため、地域ケア個別会議を12回実施し、18件の事例を検討しました。
- ◇地域ケア推進会議では、新富町の高齢者の現状や地域課題に対する取り組みについて報告や協議することができました。
- ◇生活支援コーディネーターを中心に、各居場所の代表者、有償ボランティア代表や宅配事業者を招集し、第1層協議体を設置しました。また、上新田地域において生活支援講演会を開催し、地域での課題の共有を行い、第2層協議体を発足させました。新たに有償ボランティアサービスと居場所、介護予防教室を行う団体が1か所立ち上がりました。傾聴ボランティア養成講座を開催しました。
- ◇生活支援コーディネーターが住民主体の活動の場や住民が利用する商店・企業等を訪問、または地域で座談会を開催するなどして情報収集し、新たな地域資源の発掘を行いました。

③ 介護予防・健康づくり

(第2節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆フレイル高齢者や事業対象者、要支援高齢者を対象に、リハビリテーション専門職等の関わりによる短期集中的なプログラムを心身の状態に合わせ実施することで、元気を取り戻し、社会参加につなげていく「循環型介護予防・生活支援エコシステム」の構築を推進します。
- ◆介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の掃除、洗濯等日常生活上の支援や、居宅での機能訓練を行うサービスの提供を行います。
- ◆介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の機能訓練や集いの場等の役割を兼ねるサービスの提供を行います。
- ◆生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターや町民、高齢者福祉における関係機関等と連携しながら移動支援や買い物支援等の課題を検討します。
- ◆高齢者を対象に、生活に関する総合的な相談受付(主体:地域包括支援センター)や支援等

のサービスを提供し、住民主体の通いの場の充実や介護予防の推進を図ります。

- ◆居場所づくりの支援について、引き続き周知活動や立ち上げに向けた生活支援コーディネーターと連携した地域づくりに取り組みます。
- ◆国保データベース(KDB)システムから抽出した訪問健康支援対象者に対して、保健医療専門職による訪問健康支援を行い、必要に応じて医療機関への接続を行うことで、生活習慣病重症化予防を図ります。
- ◆訪問健康支援対象者及び健診受診者のうち、フレイルの疑いがある高齢者に対して、必要に応じて地域包括支援センターや地域の通いの場、介護予防・生活支援サービスへの接続を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇強化型介護予防教室及びフレイル予防教室では各教室2クラスずつ計4クラスに分けて身体機能等の状態に合わせたケアを実施しました。
- ◇日常生活上の支援として、訪問型サービスA（基準を緩和して提供される生活援助サービス）を、居宅での機能訓練として、訪問型サービスC（3か月間計13回の機能訓練を実施／委託先：(株)kuttsuku）を実施しました。
- ◇各居場所の代表者、有償ボランティア代表や宅配事業者を招集し、「移動支援」や「買い物支援」等の新富町内支援体制について共有しました。
- ◇地域包括支援センターが総合的に総合相談を受け付け、適正な機関に繋いだり、適切なサービスが受けられるよう支援しました。

また、住民主体の通いの場である「キラリ輝き体操教室」（新設1か所、休止1か所、計23か所）は、保健事業と介護予防の一体化学業の取組と連携して、2名の専門職（理学療法士、栄養士）と一緒に各教室を訪問し、体力測定や栄養講話、介護予防に関する相談や指導を実施しました。また、各地区教室生を集めて行う全体交流会では、「睡眠と健康の知恵袋」と題した研修会を開催しました。会場には様々な測定ブースを設け、野菜摂取量、血管年齢、骨密度、脳年齢、自律神経、立ち上がりテスト（フレイル）等を測定してもらい、健康意識の向上を図りました。
- ◇生活支援コーディネーターが、住民主体の活動の場や住民が利用する商店・企業等を訪問、または座談会を開催しました。
- ◇国保データベースシステムから健康状態不明者を33名抽出しました。うち25名に対して年2回訪問を行い、8名は状況確認することができませんでした。医療機関受診を案内する対象者はいませんでした。
- ◇上記の対象者の中で、2人は包括支援センターにつながりました。健康診断の受診や介護予防教室の案内を行いました。人との交流を望まず事業参加には繋がっていませんでした。

④ 高齢者の生きがいづくり・社会参加

(第2節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆既存の老人クラブの形にとらわれない、新たな活躍の場、創出の場となる老人クラブの形について検討を行うとともに、友愛活動を通して、新規加入につながる取り組みを行います
- ◆シルバー人材センターにおいて、その参画に柔軟に対応し、会員拡大の推進を行うとともに、新たな取組の検討をすることを促し、就労にとどまらない高齢者の活躍の場の創出を支援します。
- ◆生活支援コーディネーターが中心となり、買い物支援、通いの場創出、移動支援等の地域課題を解決するための各種関係機関とのネットワーク基盤構築を図ります。
- ◆居場所づくり事業やサロンでの座談会等の活動を通して、団体情報の提供や資源マップといった情報誌の作成に取り組み、社会資源の見える化を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇花の苗植えや小・中学生登校見守りを行うことで地域への貢献や、活躍の場を創出し、また、児湯郡老連グランドゴルフ大会を通して他老人クラブとの親睦を深めました。
- ◇活動を活発化させるためには会員増が必要であるため、幅広い高齢者が活躍できる魅力ある業務の開拓を促しました。
- ◇生活支援コーディネーターが、住民主体の活動の場や住民が利用する商店・企業等の訪問や、座談会を開催するなどして情報収集しました。
- ◇「地域新情報誌」に、新たな情報を追加し最新情報に改訂しました。

⑤ 高齢者にやさしいまちづくり

(第2節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人等が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。定例の講座開催ではなく、希望者や団体に対して開催していきます。
- ◆集団健診の機会や通いの場や自宅訪問等のアウトリーチを通じて、認知症の早期発見・早期対応につながる体制の構築を検討します。
- ◆若年性認知症の方が就労や社会参加できるよう、協力事業所等を募り、居場所づくりの推進を図ります。
- ◆認知症カフェにおける認知症サポーターの関わり方を見出す等、活躍の場の創出と併せて検討を進めていきます。
- ◆地域ケア会議等といった多職種連携による協議の場にて在宅医療・介護連携推進事業の取組について検討します。
- ◆在宅医療と介護が一体的に提供されるような体制構築を目指した取組を行います。今年度新たに開設した訪問診療医との連絡調整を密にし、関係構築を目指します。

◆配食サービスにおいて、元気な高齢者が調理・配送で活躍できる場の創出を検討します。 ◆生活支援体制整備事業における「町内事業者＋高齢者の活躍」の実現を目指し、対象となる町内事業者の情報収集を行います。 ◆遠隔見守りとしてのサービス向上のため、サスケと Sobamii(ソバミー)の利便性を周知し、緊急通報体制の拡充を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 ◇認知症サポーター養成講座を16回（うち4回は学校、1回は企業）で実施しました。また、9月のアルツハイマー月間に総合交流センター回廊にて、認知症についての展示や各世代に応じた図書の紹介、「オレンジ講座」「オレンジクッキング&オレンジカフェ」「VR認知症体験」「からだ健康チャレンジ」「おはなしかい」「ロバ隊長キーホルダー作り」を行いました。 ◇介護保険説明会(月2回)やキラリ輝き体操教室にて認知症サポーター養成講座や相談窓口である地域包括支援センターを紹介したり、75歳到達説明会案内文に同センターのチラシを同封するなど認知症支援の普及啓発を行いました。 ◇事業所に相談し、「デイサービスに通う」のではなく「お手伝いとして通う」というコンセプトで受け入れてもらいました。 ◇認知症サポーターの活躍の場を創出するに至りませんでした。 ◇認知症カフェは現在富田地区で1か所実施していますが、新田及び上新田地区での実施については、実施場所や担い手の発掘方法を検討しました。 ◇地域ケア個別会議では、在宅医療・介護連携推進室職員に参加いただき、専門職や町内居宅介護支援専門員との意見交換を通して、在宅医療・介護連携推進事業の取組みについて検討しました。 ◇医療から介護への接続をスムーズにするため、児湯医療介護連携室に提案し、医療機関と地域包括支援センター等との共通様式を定めました。 ◇配食サービスについて、元気な高齢者が調理・配送で活躍できる場の創出を検討することができませんでした。 ◇新型コロナウイルス感染流行後、介護施設との直接の接触を極力避けたため、情報収集はできませんでした。 ◇区長配布文書により、緊急通報サービスを含む高齢者向けサービスの周知広報を行いました。

⑥ 地域包括支援センターの運営

(第2節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

- ◆窓口受付だけでなく積極的に地域に出向き、民生委員等と連携しながら高齢者の困りごとや心配ごとの相談を受け付け、その人に適したサービスへつなげます。

- ◆地域ケア個別会議での事例検討や自立支援ケアマネジメントに関する研修会を開催することで、地域包括支援センター職員のほか、町内ケアマネジャーの資質向上につながる取り組みを行います。
- ◆社会福祉士を擁する地域包括支援センターが中心となって、高齢者福祉係や社会福祉係などの関係各所と連携しながら、権利擁護支援体制の整備を行います。
- ◆身体機能の状態に合わせた介護予防事業を複数実施することで機能の改善・向上に努めます。
- ◆町内の居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員を対象に、情報提供や研修会の場を設け、介護支援相談専門員同志の支えあえる体制づくりを支援します。
- ◆高齢者等の多様なニーズに対し、保健・医療・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域ケア会議を中核として、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や広域的な課題について検討・解決を行います

【評価】	【検証】
○	◇75 歳以上の独居高齢者世帯又は高齢者のみ世帯を直接訪問する実態把握調査を 153 件実施、更に認知症初期集中支援チーム員としても民生員や関係機関と連携しながら、早期支援を行いました。 ◇地域包括支援センター職員及び町内の介護支援専門員の資質向上のため、地域ケア個別会議を 12 回実施し、18 件の事例を検討しました。 ◇高齢者福祉係・社会福祉係などの関係部署と連携しながら、高齢者の権利擁護支援体制の整備に努めました。センターに配置された社会福祉士が主に担当し、事例対応や関係機関との調整を通じて支援体制の充実を図るとともに、庁内での情報共有や実務連携の強化にも取り組みました。加えて、権利擁護に関する相談対応の体制整備や、制度の周知啓発にも努めました。 ◇「ポジトレ(強化型やフレイルの 4 教室)」、地区活動の「キラリ輝き体操」、「こむずカフェ」など身体機能の状態に合わせて介護予防事業を選択することができるようにしました。また、ポジトレやキラリ輝き体操では半年に 1 度、同様の内容の身体機能を測定し、評価を行いました。 ◇地域ケア個別会議の中で、事例検討の他に意見交換会や専門職の講話、介護支援専門員同士での事例検討を行い情報共有やネットワーク構築を図りました。 ◇地域ケア推進会議では、新富町の高齢者の現状や地域課題に対する取り組みについて報告や協議を行いました。

⑦ 介護保険制度の充実

(第 2 節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_2-介護保険)

- ◆業務分析データを活用した調査員研修の開催等により調査員の資質の向上、調査時間の平

準化を図ります。

- ◆一次判定から二次判定の軽度変更の合議体間の差について、介護認定審査会を合同で実施する高鍋町・木城町と連携して分析を行い、要介護認定調査の標準化に向けた取組を実施します。
- ◆利用者の状況を把握した上で、適切なアセスメントを実施してケアプランが作成されているかを点検します。
- ◆利用者の身体状況等を踏まえた適切な給付となるよう、7万円以上の住宅改修については理学療法士や作業療法士等の専門職を派遣するなど、給付の適正化に努めます。
- ◆宮崎県国民健康保険団体連合会からの縦覧点検結果と医療情報との突合結果の確認を実施し、介護給付の適正化に取り組みます。
- ◆介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、介護保険給付額、利用者負担額を2か月に1回(年6回)通知することにより、サービス利用に関する意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑制につなげます。
- ◆介護人材確保のため、関係機関と連携し、介護の仕事の魅力向上、労働負担軽減等の取組を行います。
- ◆地域密着型サービス事業者等に対し、定期的に運営指導を行うとともに、事業所からの相談・問い合わせ等に対し、迅速かつきめ細やかな回答・指導を実施することで、サービスの質の改善・向上を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇新規調査員及び現認調査員を対象とした研修を全員が受講し、認定調査能力の向上を図りました。
- ◇高鍋町・木城町と連携し、介護認定審査会の判定のばらつきを確認し合い、調査の方法の改善につなげることができました。
- ◇宮崎県のマニュアルに沿ってケアプラン点検を行い、ケアマネジメントプロセスが適正かどうかを確認すると共に、介護支援専門員の悩みやつまづきを共有し、よりよいプランの作成に繋げました。
- ◇介護支援専門員から住宅改修についての相談を随時受けながら、専門家がが必要なケースには派遣を行い、専門的な見地とアドバイスを受け、適正な改修かどうかを判断しました。現地調査の結果、予定額が下がるケースもありました。逆に超えるケースもありましたが、適正な改修へとつながっています。
- ◇宮崎県国民健康保険団体連合会から提供される医療給付と介護給付の突合情報を活用し、正当な請求であるかを確認しました。
- ◇介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所名や介護保険給付額、利用者負担額などを記載した通知を、2か月1回(年6回)送付して、サービス利用の意識啓発を図ることができました。
- ◇地域ケア会議など、介護保険事業所が集まる会議や、県から介護人材等の情報があつた際は、情報共有を図るようにしました。

	◇令和7年度は、4事業所に対する運営指導を実施しました。介護保険制度に沿った運営が行われているかを確認し、是正すべき事項について改善を促しました。
--	---

⑧ 権利擁護	
(第2節-健康・福祉_VI-権利擁護_1-権利擁護)	
◆新富町成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、高齢者や障がい者等の人権や権利保護のため、判断能力が十分でない方々の権利等を保護するために成年後見制度の周知・利用促進を図り、地域連携ネットワークの中核機関となる「こゆ成年後見支援センター」等の関係機関との連携に努めます。 ◆こゆ成年後見センターと連携し、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実地団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇こゆ成年後見支援センター作成のパンフレットを活用しながら、対象者への周知を行いました。町長申立による成年後見人申立ではケース会議を複数回行い関係機関との連携を図りました。また、国や県が開催する研修に参加し制度理解を深めました。

⑨ 虐待防止	
(第2節-健康・福祉_VI-権利擁護_1-権利擁護)	
◆関係機関との連携や情報共有のもと、虐待事案の早期発見、初動や支援体制の整備を行うとともに、高齢者虐待防止に関する広報活動や相談窓口の紹介を行っていきます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇職員間での事案共有のため、情報システムを活用して記録の整理を行いました。必要に応じて関係機関に情報伝達ができる仕組みを構築し、事案の動向把握と早期対応に結びました。

⑩ ボランティア団体との協働の推進	
(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)	
◆社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや有償ボランティア団体等と連携し、高齢者等ができる限り自立した生活を送れるよう支援を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇介護保険などの公的サービスを要する段階には至らないものの、軽度の虚弱がみられる高齢者に対し、町内外の有償ボランティア団体や生活支援サービス団体等の紹介を行いました。 八幡地区では「八幡地区サポートセンター」、社会福祉協議会と住民の協働による助け合い活動として「ちょいサポ」が実施されています。 また、令和7年6月には、新田地区の居場所活動から「ニューサポ」が

立ち上がりました。現在はそれぞれの利用者のニーズに応じて、各団体による日常生活上のちょっとした困りごとに対する支援や助け合い活動が行われています。

産業振興課

課長	井下 喜仁
課長補佐	大西 広伸
課長補佐	高山 研二
課長補佐	岩村 薫

1. 産業振興課の役割

産業振興課は、農林水産係、畜産係、商工振興係で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【農林水産係】

農林水産業の振興、農作物の生産対策及び販売促進に関する業務、担い手確保及び育成に関する業務、森林計画に基づく指導及び普及奨励に関する業務、有害鳥獣駆除に関する業務を担っています。

【畜産係】

畜産の振興及び指導奨励に関する業務、家畜の自衛防疫に関する業務を担っています。

【商工振興係】

中小企業の振興、創業支援及び地場産業の育成など商工業の活性化や職業安定に関する業務、並びに観光資源の掘り起こしや宣伝、観光イベントに関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 土地利用

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_1-土地利用)

◆町内へ移転・新設を希望する企業に対し、適正な土地利用が図れるよう誘導に努めます。

【評価】



【検証】

◇町内への増築・新設を希望する事業者に対し、随時対応を行い、適正な土地利用が図られるよう、総合政策課とも調整を行いながら助言・誘導に努めた。

② 自然環境の保全

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

◆水源の涵養や土砂災害防止機能を持つ森林の適切な保全を推進します。

【評価】

【検証】

○	◇森林管理システム意向調査業務委託を発注し、森林の詳細な管理に向け作業しました。
---	--

③ 多文化共生社会づくりの推進	
(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)	
◆事業所や国際交流協会等と連携しながら日本文化への理解の推進と地域生活への円滑な定着を支援します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇総合政策課、国際交流協会と連携し、事業所の協力のもと、日本語教室を2回開催し、延べ33名の参加がありました。

④ 農林水産経営の充実	
(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)	
◆農家の経営安定を促すため、小麦などの戦略作物の栽培を行う農家に対し、財政的支援を行います。(経営所得安定対策等推進事業費補助金、新富町農業再生協議会補助金、新富町小麦赤カビ病抑制対策支援事業補助金) ◆他産業法人による農業参入を呼び込み、新しい農作物の研究を図ります。 ◆地域農業の振興に資することを目的として三納代北地区における農業生産振興施設実験ハウスを活用しながら事業に取り組めます。 ◆企業等と連携して、ドローンや自動収穫機などのスマート農業を促進することにより、農作業の省力化を図ります。 ◆有機栽培に取り組む活動組織に対し、財政支援を行います。(環境保全型農業直接支払交付金事業補助金) ◆森林環境譲与税に合わせ、森林所有者の意向調査を実施し、里山再生事業に取り組み適正な森林管理を行います。(森林管理システム意向調査) ◆水産業経営のため、漁船損害保険の一部助成を行います。(漁船災害防除費補助金) ◆水産資源の保全のため、内水面漁業組合に対し稚魚放流等にかかる財政支援を行います。(内水面稚魚放流等補助金) ◆宮崎県に対し、港湾整備にかかる負担金を支出します。(水産基盤整備事業負担金・富田浜入江係船場施設改修工事・富田浜入江係船場周辺清掃管理委託) ◆水産資源保全のため、河川の濁水防止対策を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇経営所得安定対策等推進事業費補助金は5,190,000円を、新富町農業再生協議会補助金は500,000円を、小麦赤カビ病抑制対策支援事業補助金5,466,000円を、水田農業特別対策事業補助金3,599,130円を交付しました。 ◇一般社団法人ニューアグリベースによって他産業法人への農業参入の案内活動を行いました。 ◇三納代北地区の農業生産振興施設実験ハウスを活用した事業により、地域農業者の生産性向上および農業振興に貢献することができた。

- ◇ドローンや自動収穫機などの補助事業に取り組みました。
- ◇環境保全型農業直接支払交付金は1団体に2,468,200円交付しました。
- ◇森林管理システム、意向調査及び森林GIS導入を行いました。
- ◇漁船災害防除補助金を96,205円交付しました。
- ◇内水面稚魚放流等補助金を300,000円交付しました。
- ◇港湾整備に水産基盤整備事業負担金を9,050,000円交付しました。

⑤ 新規就農者及び農業後継者の支援

(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)

- ◆一般財団法人ニューアグリベースとの連携し、就業希望者が集まる機会を活用して、本町での就農希望者に対し、新富アグリカレッジ・農業実践塾・トレーニングハウスなどで、就農に必要な基礎知識、栽培技術の習得及び安定的な農業経営ができるよう運営に対する財政支援を行います。(新富町農業公社運営補助金)
- ◆就農希望者の本町の受入態勢をPRし、新規就農者の確保を図るため、宮崎県と連携し、積極的に就農相談会や6次化企業相談会等へ参加します。(農業ウィーク及びみやざき就農応援相談会)
- ◆農業後継者に対し就農支援交付金等の活用を推進し、農業経営が維持できるよう財政支援を行います。(農業次世代人材投資事業補助金・新富町就農支援交付金・新規就農者育成総合対策事業補助金助金)
- ◆担い手不足を解消するため、将来の地域農業の担い手の積極的な後押しにより、組織化・法人化を促し、持続可能な農業経営を支援します。

【評価】



【検証】

- ◇新富町農業公社に5,934,060円の補助金を交付し、ニューアグリベースと連携した研修を実施。就農希望者に基礎知識や栽培技術を習得する機会を提供し、安定経営を支援した。
- ◇宮崎県と連携し、農業ウィーク及びみやざき就農応援相談会へ参加した結果、本町の受入態勢を広くPRでき、新規就農希望者の確保につなげることができた。
- ◇農業次世代人材投資事業補助金は2名に対し2,400,000円を、新富町就農支援交付金は、1名に対し500,000円を、新規就農者育成総合対策として10名に対し27,774,000円の補助金を交付しました。
- ◇担い手不足の解消に向け、新富町担い手農家等経営強化支援事業補助金5,466,000円を交付し、将来の地域農業を支える担い手に対し積極的な後押しを行いました。

⑥ 農産物加工・流通対策の充実

(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)

- ◆学校給食及び加工品開発に伴う取組に対し、新富町産米粉や町内産農畜産物の提供を行います。(水田農業特別対策事業補助金、農畜産物販売促進協議会補助金)
- ◆三納代地区に建設した農畜産物直売所を活用して、町内産農畜産物の中通に取り組みます。
- ◆持続可能な農業の実現のため、三納代北地区の各種農業実証施設の整備を行います。
- ◆町外からの外貨獲得を目指し、地域経済の拠点となる農畜産物直売所施設にてECサイトやふるさと納税を活用した取組を行います。
- ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構(以下、「こゆ財団」)と連携し地域経済の創出を進めるため、人材育成や販売施設等を拠点とした特産品の販売を行います。(こゆ地域づくり推進機構観光推進事業補助金)
- ◆米粉・小麦・野菜を学校給食や町内事業所を活用し、地産地消の取組を通じて、農業者と町内外の消費者を結びつける取組を推進します。

【評価】



【検証】

- ◇学校給食等へ新富町産米粉を提供しました。
- ◇三納代地区の農畜産物直売所を活用し、町内産農畜産物の流通促進と販路拡大に取り組むことができた。
- ◇三納代北地区において各種農業実証施設の整備を進め、持続可能な農業の実現に向けた基盤づくりに取り組みました。
- ◇農畜産物直売所を拠点に、ふるさと納税を活用した販売促進に取り組み、町外からの外貨獲得を達成しました。
- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が行なうふるさと納税返礼品開発を支援しました。
- ◇地産地消の取組を進め、農業者と町内外の事業者を結びつけるよう取組みの検討を進めました。

⑦ 農業生産基盤の整備

(第4節-産業・経済_I-農業水産業_1-農林水産業)

- ◆将来の農業経営の安定を図るため、大和地区と新田西地区のほ場整備区域で高収益作物や輪作体系など実証・検討を行います。
- ◆防潮林の保全に努め、農地の潮害防止対策として、松くい虫防除樹幹注入及び松くい虫防除を行います。

【評価】



【検証】

- ◇新田西地区において高収益作物実証実験を行ってきた結果、高収益作物としてブロッコリーの作付けが継続して行われている。
- ◇15.38haを対象に松くい虫薬剤防除事業を実施し、樹幹注入を実施しました。

⑧ 畜産の振興

(第4節-産業・経済_I 農業水産業_1-農業水産業)

- ◆畜舎や堆肥舎の整備や生産者の家畜導入に対し、財政支援を行います。(新富町酪農・肉用牛生産基盤強化促進事業補助金)
- ◆高齢化による離農者の増加が見込まれることから、飼養頭羽数の減少対策として若手農家の規模拡大を支援します。
- ◆ロボットなどの ICT、IoT を活用したスマート畜産を推進し、農家の働き方改革の支援に努めます。
- ◆宮崎県などの関係機関と連携し、自衛防疫推進協議会を中心とした、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの伝染病を発生させないための防疫の強化を進めます。
- ◆町営牧場を放牧場として整備する為の計画策定を行います。
- ◆児湯農林振興局、普及センター、JA みやざきを中心とした関係機関と連携して、就農希望者の研修体制の強化を行います。

【評価】



【検証】

- ◇種牛改良対策事業補助金（優良牛）を2名（2頭）に120千円、高齢繁殖素牛更新対策事業補助金を17名（31頭）に930千円、肥育素牛導入対策事業補助金を6名（101頭）に2,020千円を交付しました。
- ◇新規及び若手就農者の研修を目的とした組織に対し、研修支援を行いました。
- ◇スマート畜産に関する情報収集、及び畜産の作業受託組合であるヘルパー組合への支援を行いました。
- ◇県と連携し、全畜種を対象に自衛防疫研修（2回）と家畜防疫資材の購入助成等（1,387千円）を行いました。
- ◇町営牧場施設の利活用するため、計画策定を行いました。
- ◇畜産の新規就農の体制について、検討を行いました。

⑨ 環境に配慮した農業の推進

(第4節-産業・経済_I 農業水産業_1-農業水産業)

- ◆環境に配慮した持続的な畜産の発展を推進するため、家畜排せつ物や排水の適正処理が行われているか巡回指導を行います。
- ◆耕畜連携による資源循環の取組を推進するため、飼料生産に地域で生産される堆肥の活用を行います。
- ◆未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業補助金を活用し、新富町畜産バイオマス利活用促進協議会を設置し、消化液の活用について実証を行います。
- ◆カーボンニュートラルの実現に向け、畜産における脱炭素への取組について調査、研究を行います。
- ◆低化学肥料・科学合成農薬の使用を低減する有機栽培、ハウス重油削減等の取組など環境に優しい農業に取り組む農業者に対し、支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇農場巡回で家畜排せつ物や排水の適正処理について指導しました。 ◇耕畜連携による資源循環の取組みとして、消化液の実証実験を行いました。 ◇新富町畜産バイオマス利活用促進協議会に1,375千円交付し、消化液活用の実証実験を進めました。 ◇畜産における脱炭素への取組みについて、調査研究を行いました。 ◇環境負荷に対応した土壌改良のため、甘藷農家へ土壌改良剤の助成を行いました。
----------------------	--

⑩ 商店街の活性化

(第4節-産業・経済_Ⅱ-商工業_1-商工業)

- ◆町内外から集客し、商店街活性化を図るため、ギャラリーしんとみにおいて多様な展示会を開催します。
- ◆毎月第3日曜日に一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が主催する「こゆ朝市」等を通して商店街のにぎわいを創出します。
- ◆新富町商業協同組合に対し、国や県等の商店街活性化につながる支援策を随時案内します。

【評価】 ○	【検証】 ◇ギャラリーしんとみ運営補助金を新富町商業協同組合に交付し運営を支援しました。 ◇こゆ地域づくり推進機構によるこゆ朝市等の運営が実施されました。 ◇新富町商業協同組合に対して支援策を紹介しました。
----------------------	---

⑪ 商工業経営の改善

(第4節-産業・経済_Ⅱ-商工業_1-商工業)

- ◆商工業研修センターの利用促進を図り、商工会をはじめとする町内商工団体や事業所等が行う研修会等を通じた産業人材の育成を支援します。
- ◆町融資制度を運用し、町内事業所の運転資金の確保及び積極的な設備投資を支援します。
- ◆新富町商工業振興補助金を有効的に活用し、意欲ある事業者の売上向上等に資する取り組みを支援します。
- ◆企業訪問等により事業者の現状を把握し、国、県や関係支援団体等が行う支援策を随時案内するとともに、関係機関とのマッチングを行います。
- ◆地場産業を担う町内事業者や6次産業化に取り組む事業者等に対し、関係団体と連携しながら国・県・町の支援策等を適宜案内し、地場産業等の育成及び支援を行います。
- ◆域内消費活性化を図るため、補助事業を活用して「しんとみ生活充実アプリ S! あぶ」を活用したクーポン発行及び各種スタンプラリーを行います。
- ◆町内事業者のメールアドレスを収集し、国、県や関係支援団体等の補助金や人材確保に関する支援策等をきめ細やかに提供します。

◆新富町商工業振興補助金を活用し、町内事業者の販路拡大等生産性向上につながる取り組みを支援します。 ◆商工会と連携し、町内事業所の動向の把握に努め、それぞれに必要な国や県の支援策等を随時案内します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇新富町商工業研修センターの指定管理を新富町商工会に委任し、各種事業展開ができるよう支援しました。 ◇中小企業振興特別貸付は 35,000,000 円を貸し付けし、中小企業振興特別貸付金保証料補助金は 1,910,773 円を交付しました。 ◇新富町商工業振興補助金は 3,993,000 円（人材育成補助金 1 件、繁盛店育成支援事業補助金 13 件、高付加価値等推進事業 6 件、合理的配慮設置投資資源補助金 1 件）を交付しました。 ◇町内企業を訪問し随時支援策を案内しました。 ◇6 次産業化に取り組む事業者に関・県・町の支援策を適宜紹介しました。 ◇新富町商工業原油価格高騰対策支援事業（18,230,000 円）、物価高騰等対策 S！あぷクーポン発行事業（32,276,069 円）を実施しました。 ◇町内事業者に関県等の補助金等の支援策をきめ細やかに提供しました。 ◇新富町商工業振興補助金を活用し町内事業者の販路拡大等生産性向上につながる取り組みを支援しました。

⑫ 創業及び事業承継の推進 （第 4 節-産業・経済_Ⅱ-商工業_1-商工業）	
◆起業促進を図るため、商工会と連携した創業塾を開催するとともに、創業支援補助金による助成を行います。 ◆町外から移住し町内で創業又は第二創業を行った事業者に対して、創業支援補助金の加算を行います。 ◆起業家の育成を図るため、商工会と連携し、創業希望者の相談状況に応じて創業塾を開催するとともに、段階に応じた支援及び創業支援補助金による助成を行います。 ◆商工会と連携し、現在チャレンジショップを利用している創業希望者の独立に向けた支援を行うとともに、新たな創業希望者の掘り起こしを行います。 ◆商工会と連携し、町内事業者の事業承継に関する情報を収集し、必要に応じて支援機関への案内を行います。 ◆商工会と連携し、事業承継支援団体の各種情報を随時ホームページやメールで案内します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇特定創業支援事業により支援を受けた証明書を 3 件発行し、創業支援補助金 2,317,000 円を交付しました。 ◇町外からの移住による創業が 1 件ありました。 ◇チャレンジショップの指定管理者である商工会に指定管理料を交付し、創業希望者の独立に向けた運営をサポートしました。

	◇事業承継については、商工会との連携は継続し、新たに（株）ライトライト、ヴィアマテラス宮崎と共同でプラットフォームを作成し、アンケート調査等も実施し情報を収集しました。また、事業所への訪問・相談等も随時実施しました。
--	--

⑬ 企業誘致の推進	
(第4節-産業・経済_Ⅱ-商工業_2-企業誘致)	
◆移転や増設を希望する企業に対し、関係各課と協力し、ニーズにあった情報の提供を行います。 ◆時代に沿った運用ができるよう、随時、新富町企業立地促進条例の見直しを行いながら、企業の誘致を推進します。 ◆企業訪問等により町内企業の現状把握に努め、必要に応じて支援策等の案内を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇企業立地に関する企業訪問（6件）を行い、町内企業の課題やニーズの把握、継続的な情報収集と支援制度の周知を行いました。 ◇移転や増設を希望する企業に対し、情報提供等を行い、関係部局と調整し企業立地認定（認定数5件）を実施しました。

⑭ 雇用の促進	
(第4節-産業・経済_Ⅲ-雇用_1-雇用)	
◆金融機関と連携しながら町や県の融資制度を周知し、町内事業者の設備投資等を支援します。 ◆従業員を新たに中小企業退職金共済制度に加入させた事業所に対し掛金の一部を助成することにより、事業所の福利厚生充実を図るとともに、人材の定着及び安定確保を支援します。 ◆県等が実施する就職説明会等への参加案内に関する情報を町ホームページやメールにて随時案内します。 ◆登録促進を図るため、町内事業者に対し、宮崎県が運用する求人サイト「ふるさと宮崎人材バンク」をメール等で案内します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇設備投資を検討している町内事業者には各種融資制度を紹介しました ◇中小企業退職金共済加入促進事業で44社に1,070,000円の補助金を交付しました。 ◇県が実施する就職説明会等への参加案内に関する情報を随時案内しました。 ◇宮崎県が運用する求人サイト「ふるさと宮崎人材バンク」を町内事業者に登録を促しました。

⑮ 多様な就業ニーズに応じた就業支援

(第4節-産業・経済_Ⅲ-雇用_1-雇用)

- ◆近隣で実施される公的職業訓練をホームページ等で積極的に案内します。
- ◆ハローワーク高鍋の求人情報を定期的に町のホームページに掲載します。

【評価】



【検証】

- ◇公的職業訓練をホームページ等で案内しました。
- ◇ハローワーク高鍋の求人情報を定期的にホームページに掲載しました。

⑯ 観光資源の整備・充実

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆こゆ地域づくり推進機構と連携し、インバウンドを含めた観光客受け入れに向けた体験観光の課題の洗い出しやイベント等を行います。
- ◆こゆ地域づくり推進機構等が行う地域資源を活用したイベント等を支援します。

【評価】



【検証】

- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構がインバウンド向け体験交流型観光プランを運営されました。
- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構が「ハスの花まつり」、「座論梅まつり」を実施されたが、町としての財政支援は行いませんでした。事業効果を検証しながら必要な支援の在り方について検討をおこなう必要があります。

⑰ スポーツによる集客の推進

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆県内外からの集客を図るため、商工会と連携して、テゲバジャーロ宮崎のホーム戦での町内事業者の出店を支援します。
- ◆試合観戦の機運を高めるため、商工会や各種団体と連携し、テゲバジャーロ宮崎のホーム戦に合わせて町内各所にテゲバジャーロ宮崎ののぼり旗を設置します。

【評価】



【検証】

- ◇商工会が主催する「テゲバジャーロ宮崎活性化委員会」で、ホーム戦での町内事業者の出店をあっせんしました。
- ◇商工会が主体となってテゲバジャーロ宮崎ののぼり旗を町内各所に設置しました。

⑱ 観光 PR の推進

(第4節-産業・経済_IV-観光_1-観光)

- ◆本町の観光情報を広く発信するため、県内の道の駅等に観光パンフレットを設置します。
- ◆ファン層拡大を図るため、町内の観光スポット等の周遊を目的に「しんとみ生活充実アプリ S! あぷ」を活用し、町内観光地等の新たな発見や魅力の再認識を促します。
- ◆域内の周遊を図るため、さいとこゆ観光ネットワークを活用して、西都児湯地域の観光資源の情報発信を行います。
- ◆町内外からの集客を図るため、湖水ヶ池のハス及び座論梅の開花状況をホームページ等で随時発信します。

【評価】



【検証】

- ◇観光パンフレットをホームページ等にも掲載し情報発信しました。
- ◇スタンプラリーを実施し、町内の事業所の魅力を発信しました。
- ◇さいとこゆ観光ネットワークでインスタグラムのアカウントを取得し、おすすめ情報等を発信しました。
- ◇湖水ヶ池のハスと座論梅の開花状況をホームページ等で随時発信しました。

⑲ 交流人口の拡大

(第5節-地方創生_1-まちづくり_2-関係人口・交流人口の拡大)

- ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに、食や観光に関する町の情報発信に取り組みます。
- ◆一般財団法人こゆ地域づくり推進機構と連携し、体験、交流及び学びを軸とした体験交流型観光プログラムを作成します。

【評価】



【検証】

- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに、食や観光に関する町の情報発信に取り組みました。
- ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構がインバウンド向け体験交流型観光プランを運営しました。

⑳ 成長産業育成の支援

(第5節-地方創生_II-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

- ◆商工業振興補助金を活用し、町内事業所が取り組む新商品開発を支援します。
- ◆成長が期待される産業分野に取り組む事業所を支援します。

【評価】



【検証】

- ◇新商品開発支援補助金の交付はありませんでした。
- ◇製造業及び卸売業に取り組む事業者に対して補助金を交付して支援しました。

②① 新技術・デジタル技術の導入の促進

(第5節-地方創生_Ⅱ-しごとづくり_1-魅力ある働く場の創出)

- ◆AI・ICT等の先端技術を組み入れた農業機械等の導入に関する情報提供や補助金申請のための支援を積極的に行います。
- ◆町内事業所が、一定の生産性向上が見込める先端設備等導入計画を策定した場合、町が計画を認定するとともに、取得した償却資産について、3年間課税を免除します。
- ◆行政サービスのデジタル化と食と観光に関する取り組みを開始し、ECサイトの活用促進や既存事業の見直しを含めた新規事業の構築について調査研究を行います。

【評価】



【検証】

- ◇情報収集して支援のための体制づくりを検討しました。
- ◇生産性向上特別措置法に基づいた先端設備等導入計画の認定はありませんでした。
- ◇地域活性化起業人制度により新富町に着任した人材が一般財団法人こゆ地域づくり推進機構とともに調査研究を行いました。

農地管理課

課長 竹内 直也
課長補佐 樋渡 将太郎

1. 農地管理課の役割

農地管理課は、農地整備係、農地計画係で構成されています。各係の主な業務内容は次のとおりです。

【農地整備係】

農地の基盤整備及び保全、農業環境整備に関する業務を担当しています。

【農地計画係】

優良農地を確保するための農振農用地の調整及び農地中間管理機構の市町村窓口として農地の賃貸借契約事務や、担い手への農地集積に関する業務等農地の管理業務を担当しています。

2. 個別事業とその目標

① 水道事業の安定経営

(第1節-暮らし・環境 _I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

◆上新田地域、平伊倉地区、追分地区及び上日置地区に水道水を供給している一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を図り、安定した水道水の供給に努めます。

【評価】



【検証】

◇一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を図り安定した水道水の供給に努めました。

② 障害防止対策

(第1節-暮らし・環境 _III-基地周辺対策_1-基地周辺対策)

◆大和地区ほ場整備事業に関連し、大和ため池(第1)を洪水対策調整池としての改修工事に伴い浚渫工事を行います。また、新田西地区ほ場整備に関連する東大谷排水路整備事業を進めます。

【評価】



【検証】

◇大和ため池(第1)を洪水対策調整池としての改修工事に伴う浚渫工事に関連する函渠機能診断調査を行いました。また、新田西地区ほ場整備に関連する東大谷排水路整備事業を進めました。

③ 排水処理対策等の充実	
(第1節-暮らし・環境 _V-環境保全_2-自然環境保全)	
◆大淵地区県営湛水防除負担金を支出し、大淵排水機場改修事業を進めます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇大淵排水機場改修事業に対して負担金を交付しました。

④ 農業生産基盤の整備	
(第4節-産業・経済_I-農林水産業_1-農林水産業)	
◆新田西地区県営土地改良事業負担金を支出し、実施設計業務や換地業務に向けた調査・検討を行います。 ◆東大谷池地震豪雨耐性評価を行います。農業用施設機能保全のため金丸幹線用水路の維持管理費の一部を支援します。 ◆用排水路の土砂堆積状況を確認し、計画的に土砂の撤去を行います。 ◆多面的機能支払交付金事業補助金を交付することによって、農用地等の地域資源の保全管理を行う地域組織の共同作業等に対し支援を行います。 ◆農作業等の生産基盤強化の条件整備のため、農道舗装(延長131m)を行います。 ◆未舗装農道の解消のため、地域からの要請により未舗装農道の整備を支援します。 ◆農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約を行うことにより、農地の有効利用を図ります。 ◆国営一ツ瀬川土地改良事業で造成された農業水利施設の維持管理を支援します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇新田西地区ほ場整備関連事業に対し負担金を交付するとともに、実施設計業務や換地業務に向けた調査・検討を行いました。 ◇東大谷池地震豪雨耐性評価を行いました。また、金丸幹線用水路の維持管理費の一部を支援しました。 ◇用排水路の土砂堆積状況を確認し、計画的に土砂の撤去を行いました。 ◇多面的機能支払交付金事業補助金は、「農地維持」7組織に対し、17,979千円、「資源向上（共同活動）」7組織に対し、10,656千円、「資源向上（長寿命化）」6組織に対し、19,904千円を交付しました。 ◇農作業等の生産基盤強化の条件整備のため、農道舗装（131m）を行いました。 ◇農道用生コンクリート支給事業は3団体に1,845千円を交付しました。 ◇農地中間管理事業の年度内実績（再設定含む）は、1,417筆の197haとなりました。 ◇国営一ツ瀬川土地改良事業で造成した農業水利施設の維持管理を支援しました。

都市建設課

課 長 宮崎 健一
課長補佐 田野 和祥

1. 都市建設課の役割

都市建設課は、都市計画係、建築係、住宅係、土木係で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【都市計画係】

公園・緑地・都市下水路等の維持管理及び都市計画道路を含む都市計画事業の推進に関する業務を担っています。

【建築係/住宅係】

公営住宅の整備を含む維持管理及び一般住宅に関する業務を担っています。

【土木係】

交通網の整備、河川の整備等住環境の整備などの業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 幹線道路の整備

(第1節-暮らし・環境_1-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆県道 44 号宮崎高鍋線の整備に合わせた一ツ瀬橋の歩道設置を含めた橋りょうの架け替えについて、県への要望活動を継続して行います。
- ◆地場産業の発展と地域の活性化を図るため、東九州自動車道におけるスマートインターチェンジからつながる幹線道路の整備を促進します。
- ◆都市計画マスタープランに基づきながら都市計画道路について調査研究に努めていきたい。

【評価】



【検証】

- ◇宮崎県に要望活動を行いました。
- ◇町道佐土原～木城線の道路改良（L=175.0m）、楠～西畦原線（L=80m）を継続して行うとともに、県道の改良についても要望を行いました。
- ◇越馬場～野中線（L=773.0m）の工事に着手し、令和8年度に継続中です。

② 町道の整備

(第1節-暮らし・環境_1-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆交通の利便性の向上や交通量増加に伴う対応のため、町道改良率69.6%を目標に、未改良道路及び排水路の整備率の向上を図ります。

◆BCPに向けた未改良区間の整理及び町道の長寿命化を促進するとともに交通の利便性向上及び輸送力の増強を目指します。 ◆新富町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、安全性確保のため、計画的に橋梁点検を行います。 ◆道路舗装の長寿命化や舗装の維持管理費のコスト削減を図るため、舗装個別施設計画の見直しを行います。 ◆舗装個別施設計画に基づく計画点検を実施しながら優先順位を定めて、保守保全に努めます。 ◆幹線道路の整備等に合わせ、町民生活の向上につながる町道及び排水路の新設を図り、排水路を含む道路網の充実を図ります。 ◆定期的な道路パトロールにより修繕箇所の早期発見に努めるとともに適切な維持管理を図ります。また、関係団体との連携により道路異常通報制度の構築に向け調査研究を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇町道改良率 69.6%に対して実績 71.8%となり目標を達成しました。 ◇新富町町道維持管理基金や防災安全交付金事業を活用し、道路の維持補修を行いました。 ◇防災安全交付金事業を活用し、橋梁 19 橋の橋梁点検を実施しました。 ◇道路メンテナンス事業を活用し、橋梁 1 橋の橋梁補修工事を実施しました。 ◇町道 44 カ所の道路補修他を実施し、生活道路 6 カ所についても舗装工事を行いました。 ◇防衛省調整交付金を活用し、楠～西畦原線、八幡～大淵線、芝原～末永線、富田浜入江線、平伊倉～新田原線の整備を行いました。 ◇道路パトロールを強化し、異常箇所の早期発見を行いました。

④ 人にやさしい道路整備	
(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)	
◆道路の安全な利用を目指し、沿線環境に配慮した道路整備を図ります ◆国土交通省の「バリアフリー法に基づく基本方針における目標」を参考に、主要な生活関連道路のバリアフリー化に努めます。 ◆熱中症の防止や天気を気にせず路線バスの乗降が快適に行えるよう、優先度が高い箇所を決定し、計画的にバス停留所の屋根設置に努めます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇バス停上屋の整備に合わせて、ノンステップバスに対応した整備を行い、バリアフリー化に配慮しました。 ◇沿線環境に配慮し、富田南バス停上下線上屋を整備しました。

⑤ 防災体制の充実

(第1節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_2-防災)

- ◆河川の護岸改修や急傾斜地などの防災対策を国や県等と連携して行います。
- ◆治山・治水対策の充実のため、急傾斜地及び河川の整備について、国や県への要望活動を継続して行います。
- ◆昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断に要した費用を補助し、診断により耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。
- ◆国土強靱化地域計画に基づき、大規模な災害からの被害の最小化が図られるインフラ整備に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇緊急自然災害防止対策事業を活用して五反川改修工事を実施し、佐土原～木城線外 26 カ所について道路災害復旧工事を行いました。
- ◇急傾斜地及び河川の整備について国・県へ要望しました。
- ◇新富町木造住宅耐震診断業務委託を 15 件発注しました。
- ◇新富町木造住宅耐震改修工事補助金を 1 件補助しました。
- ◇緊急防災・減災事業を活用して災害時・浸水時に対応可能な移動式排水ポンプを 2 台整備しました。

⑥ 交通安全対策

(第1節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

- ◆路面標示や交通安全看板、カーブミラーを要望があった場所に新設または交換し、交通安全に関する注意喚起を行います。

【評価】



【検証】

- ◇総務課危機管理係及び警察署と連携して対応しました。

⑦ 基地周辺生活環境の充実

(第1節-暮らし・環境_Ⅲ-基地周辺対策_1-基地周辺対策)

- ◆防衛省所管の基地周辺対策事業を積極的に活用し、道路・河川改修、公共施設整備等各種分野において生活環境の整備推進を図ります。

【評価】



【検証】

- ◇事業内容により防衛省補助事業のメニューを検討協議して対応しました。

⑧ 土地利用

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_1-土地利用)

- ◆各種法令等を遵守しながら、自然環境や生活環境に配慮し、秩序ある土地利用の推進を図ります。
- ◆国土利用計画法やその他の法令等に基づき、必要性や需要を総合的に判断し、適正な土地利用の指導に努めます。
- ◆新富町都市計画マスタープランに基づく用途地域の見直しを行いながら、調和のとれた土地利用の誘導に努めます。

【評価】



【検証】

◇関係各課と連携しながら適正な土地利用へ誘導しました。

⑨ 公営住宅の整備

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_2-居住環境の整備)

- ◆新富町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な戸数管理と整備に努めます。
- ◆住民の生活安定と社会福祉の増進を図るため、公営住宅の需要に応じた供給と適正な管理・整備に努めます。
- ◆小さな拠点づくりを軸とした高齢者専用公営住宅の建設について検討していきます。

【評価】



【検証】

◇公営住宅の管理戸数は、簡平 241 戸、中耐 222 戸、町単独住宅 25 戸の総数 488 戸となっております。

◇高齢者専用公営住宅の建設については検討を継続します。

⑩ 公園・緑地の整備

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_3-公園・緑地の整備)

- ◆新富町緑の基本計画に基づいて、バランスのとれた総合的な公園緑地の整備を図ります。
- ◆町民ニーズの把握に努めるとともに、意見を踏まえた公園整備を推進していきます。
- ◆防衛省統合事業を活用し、町内の公園整備を進めます。

【評価】



【検証】

◇総合的な公園緑地の整備を図りました。

◇ニーズにあった公園整備を図るため、調査研究しました。

◇富田浜公園多目的広場は国民スポーツ大会少年サッカーの部の会場として再整備することになりました。

⑪ 景観の整備

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_4-景観の整備)

- ◆新富町景観計画に基づきながら、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持・形成に努めていきます。
- ◆自然環境、景観と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、災害の発生を防ぐ良好な生活環境・景観の保全に努めます。
- ◆道路景観に配慮した整備に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇美しい自然環境及び景観の維持・形成を目指すため、届出対象行為を行う協議など推進しました。
- ◇各種開発において慎重に協議を進めました。
- ◇道路整備に際して景観に配慮した工事を念頭に計画を立てました。

環境対策課

課長 岩村 伸夫
課長補佐 児玉 洋平

1. 環境対策課の役割

環境対策課は、環境推進係と環境衛生係で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

一般廃棄物の処理及び減量化、資源化を含め、合併処理浄化槽設置補助、し尿処理に関すること、環境保全に関する業務や犬の登録及び狂犬病予防に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 住環境対策

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_2-居住環境の整備)

- ◆周辺の生活環境に影響を及ぼす悪影響の度合いや、建築物の劣化の状況に応じて、空家所有者に対し指導・助言を行います。
- ◆管理者不存在空家の解消に向けて、宮崎県司法書士会をはじめとする専門家との連携を密にすることで、空家にまつわる様々な問題に対応していきます。
- ◆相続財産管理人制度の活用により、管理者不存在空家の解消に向け取り組みます。
- ◆空家対策を行う上で必要である相続人調査を円滑に行うため、所有者調査管理システムの導入検討を行います。

【評価】



【検証】

- ◇空き家所有者に対し指導・助言を行いました。
- ◇宮崎県司法書士会などの専門家と連携を図るとともに、株式会社ジチタイアドと連携し、個別相談対応を行いました。
- ◇相続財産管理人選任申立はありませんでした。
- ◇所有者調査管理システムとの連携に向けた調査研究を行いました。

② 火葬場の運営

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_5-火葬場施設・墓地)

- ◆火葬場運営管理を行うにあたり、周辺環境との調和に十分配慮するとともに、火葬場運営参画市町(西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、新富町)と共に適正な維持管理に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇運営参画市町とともに適正な維持管理に努めました。

③ 墓地の管理

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_5-火葬場施設・墓地)

- ◆周辺環境に調和した墓地の適正な管理や整備に努めます。
- ◆墓地に関する相談に対応できるよう、県との連携を密にします。

【評価】



【検証】

- ◇周辺環境に調和した町営墓地の適正な管理に努めました。
- ◇宮崎県と連携しながら、墓地に関する相談に対応しました。

④ 適正なごみ処理

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_1-ごみ処理・リサイクル)

- ◆宮崎市・東諸県・西都児湯の広域的共同処理施設「エコクリーンプラザみやざき」において、関係市町村(宮崎市、国富町、綾町、西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、西米良村、新富町)との連携に努め、可燃ごみの適正処理を行います。
- ◆運営参画市町(西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、西米良村、新富町)と共に適正な維持管理に努め、西都児湯クリーンセンターのリサイクル施設における「資源物」及び「不燃ごみ」の適正処理を行います。
- ◆関係団体と連携し、災害廃棄物の迅速な処理に努めます。
- ◆家庭から排出される剪定木の再資源化に努めます。
- ◆事業所に対して、廃棄物の適正処理を指導・啓発し、ごみの減量化・資源化を推進します。
- ◆警察、保健所等との連携により不法投棄監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。

【評価】



【検証】

- ◇可燃ごみの処理量は3,316 tで、前年度比106 t減少しました。
- ◇不燃ごみの処理量は66 tで、前年度比4 t増加、資源ごみは388 tで前年度比14 t減となりました。
- ◇剪定木は67 t(家庭等からの剪定木)を再資源化しました。
- ◇事業所に対して廃棄物の適正処理を指導啓発しました。
- ◇警察、保健所等との連携による不法投棄監視体制を強化し、不法投棄防止に努めました。

⑤ ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_1-ごみ処理・リサイクル)

- ◆町が定めるリサイクル率20%を目標に調査研究を行いながら、将来的なゼロウェイストシティ実現に努めます。
- ◆循環社会形成のため、資源リサイクルの広報啓発に努めます。
- ◆新たなリサイクル分野に向けての調査研究を行います。
- ◆新富町し尿処理施設から排出される「し渣(脱水汚泥)」の再資源化に努めます。

【評価】 ○	【検証】 ◇資源化率は 13.12%となりました。 ◇リネットジャパン株式会社との連携協定に基づく小型家電リサイクル処理量は、592kg と前年度比 286kg 増加しました。 ◇新たなリサイクル分野に向けた調査研究を継続しています。 ◇し尿処理施設から排出されたし渣（脱水汚泥）288 t について再資源化を行いました。
-----------	--

⑥ 自然環境の保全

（第 1 節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全）

- ◆生活排水処理能力を向上させ、河川等の水質改善を図るため、合併浄化槽を新規に設置する家庭に対し、補助金を交付します。
- ◆開発行為に関して、自然環境保護のために適切な監視・指導に努めてきます
- ◆水源の涵養や土砂災害防止機能を持つ森林の適切な保全を推進します。
- ◆県や野生動物研究会をはじめとする各ボランティア団体と連携し、海岸環境を守る取組みの推進を図ります。
- ◆脱炭素社会の実現に向けたクリーンエネルギーの活用について調査・研究を行い、施策の検討に努めます。

【評価】 ○	【検証】 ◇合併浄化槽（新設・転換含む）は、5 人槽 42 基、7 人槽 4 基を対象に補助金を交付しました。 ◇宮崎県野生動物研究会等のボランティア団体と連携し、海岸環境を守る取組みを推進しました。 ◇地球温暖化対策実行計画に基づき温室効果ガス削減に向け公共施設への太陽光発電設備の導入などについて検討を行いました。
-----------	---

⑦ 環境保全意識の啓発

（第 1 節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全）

- ◆環境問題に関心を持つ人を増やし、問題解決のための能力の育成を図る教育の推進に向け調査研究を行います。
- ◆様々な広報媒体を通して、環境保全団体等の取組に関する情報を提供するなど、環境保全に関する意識啓発に努めます。

【評価】 ○	【検証】 ◇ボランティア団体が実施する清掃活動を支援しました。 ◇小・中学校における環境教育に担当職員を派遣し啓発を行いました。 ◇環境保全の意識啓発のについて様々な媒体を使って終始しました。
-----------	--

⑧ 排水処理対策等の充実

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

- ◆生活排水処理率 74%を目標に、合併浄化槽の普及啓発に努めます。
- ◆合併浄化槽の普及促進と災害時の対応が円滑に行えるよう、スマート浄化槽システムの導入について調査研究を行います。

【評価】



【検証】

- ◇生活排水整備率は、71.97%となりました。
- ◇統合型 GIS システムとの連携を行いました。

⑨ 環境に配慮した農業の推進

(第4節-産業・経済_I-農林水産業_1-農林水産業)

- ◆環境に配慮した持続的な畜産の発展を推進するため、家畜排せつ物や排水の適正処理が行われているか巡回指導を行います。
- ◆未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業補助金を活用し、新富町畜産バイオマス利活用促進協議会を設置し、消化液の活用について実証を行います。
- ◆カーボンニュートラルの実現に向け、畜産における脱炭素への取組について調査、研究を行います。

【評価】



【検証】

- ◇家畜排せつ物や排水の適正処理が行われているか、産業振興課とともに巡回指導を行いました。

水道課

課長	長友 一彦
課長補佐	倉永 勝彦
課長補佐	東 真次

1. 水道課の役割

水道課は、経営係と工務係で構成され、安全で良質な水道水を安定供給するため、水道事業の経営を担っています。各係の業務内容は次のとおりです。

- 【経営係】 企業会計、水道メータの検針業務、水道料金の収納等に関すること。
- 【工務係】 水道施設の運営、管理、整備、計画等に関すること。

2. 個別事業とその目標

① 水道事業の安定経営

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆令和8年度の町水道事業と一ツ瀬川営農飲雑水広域水道企業団との経営統合に向け、必要な手続き等、最終調整を行います。
- ◆有収向上のため、老朽化した配水管等の布設替えを計画的に行います。
- ◆配水系統毎の配水流量を分析し、必要に応じて現地調査を行い漏水の早期発見に努めます。
- ◆スマートメーターの導入を計画的に実施します。

【評価】



【検証】

- ◇一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団との経営統合を行いました。
- ◇配水管等の老朽管について、計画的に布設替えを行いました。
- ◇配水系統ごとに配水流量の分析および監視を行い、必要に応じて現地調査を実施した結果、漏水を発見した箇所については修繕を行いました。
- ◇令和7年度はスマートメーターを約20個設置しました。

② 災害に強い上水道施設の整備

(第1節-暮らし・環境_I-ライフラインの整備_1-ライフラインの整備)

- ◆地震などにも、漏水や水道施設故障により断水することがないように、老朽管及び老朽化施設の更新及び耐震化、また台風、大雨など一ツ瀬川の高渇水時にも安定して浄水できる薬注設備の更新を行います。
- ◆災害時における水道水確保のため、避難施設での配水設備の場所や規模等について防災担当部署と検討を行います。

【評価】



【検証】

- ◇老朽管及び老朽化施設の更新及び耐震化のため、耐震適合管等を使用し更新を行いました。

◇薬品注入設備更新に伴う設計を行いました。

◇応急配水等調査検討報告書に基づき現地調査を行いました。

会計課

課長 河野ゆかり
課長補佐 森 卓代

1. 会計課の役割

会計課は、新富町の歳入歳出に関し適正に行われているか審査し、それを正確に遂行する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 財源の確保

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行財政運営_2-財政運営)

- ◆24 時間 PC・スマホから口座振替の申込みができる Web 口座振替サービス(令和4年度導入)の更なる利用促進に努めます。
- ◆地方税統一 QR コードの導入をはじめとしたキャッシュレスによる収納が拡充されているため、関係各課と連携を図りながら、円滑な収納事務に取り組みます。
- ◆町財務活動管理方針に基づいた資金管理を行うため、資金管理会議を開催し、年次方針を定めます。
- ◆定期預金及び債券等の効果的な運用に努めるため、金融市場の動向に注視して運用を行います。

【評価】



【検証】

- ◇Web 口座振替サービスの周知化をはかり、口座振替の推進を図りました。
- ◇資金管理会議を開催し、年次方針を定めました。
- ◇金融市場の金利水準の変化に伴い、より有利な定期預金への見直しを図るなど、効果的な運用に努めました。

議会事務局

局長 宮武 祐二
局長補佐 大山 文哉

1. 議会事務局の役割

議会事務局は、議会運営の事務処理を担っています。また、監査委員書記を併任し、一般会計・特別会計の会計監査を行っています。

2. 個別事業とその目標

① 開かれた行政の推進

(第6節-ビジョンを実現するための行政の取組_I-行政運営_1-行政運営)

- ◆町民が参加できる議会を目指し、町民の声を広聴できるよう議会報告会や議員と語ろう会などの取り組みを推進していくため補助・支援を行います。
- ◆議会に対するアンケート等により町民の意見を取り入れながら、読みやすくわかりやすい議会広報誌の作成に取り組みます。
- ◆ホームページ等にて、委員会活動や議会運営状況等の情報発信を行い、新富町議会の「見える化」を推進します。
- ◆町ホームページにて決算監査結果を公表し、開かれた行政づくりに取り組みます。
- ◆ICTを活用した議会運営の効率化や合理化を進め、町民にわかりやすい環境づくりに努めます。

【評価】



【検証】

- ◇令和元年度から実施している議員と語ろう会については、開催することができませんでした。
- ◇議会傍聴者にアンケートを実施し、意見を伺いました。また、議会広報誌でアンケート結果を公表しました。
- ◇ホームページにおいて質問内容を掲載するとともに、一般質問の日程や状況を防災無線ラジオやLINEにて広く周知しました。
- ◇監査基準により決算審査意見書を作成し、町ホームページに掲載しました。
- ◇タブレット等を活用しICT化を進め、事務の効率化やペーパーレス化への取り組みを進めました。また、YouTubeによる議会本会議の動画配信を行いました。

教育総務課

課長	宮本 芳幸
課長補佐	工藤 貴之
教育対策監	村社 弘之
国スポ推進室長	後藤 朋巳
教育施設整備対策室長	(兼)宮本芳幸

1. 教育総務課の役割

教育総務課は、教育総務係と学校教育係、国スポ推進室、教育施設整備対策室で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【教育総務係】

教育委員会の会議、教育財産の管理など教育委員会事務の総務全般の業務を担っています。

【学校教育係】

児童生徒の就学事務及び就学援助、特別支援教育、学校保健及び学校安全、学校給食、学校図書等、学校教育事務全般の業務を担っています。

【国スポ推進室】

令和9年度に開催される国民スポーツ大会に向けた関連事業や大会に向けた準備を進めます。

【教育施設整備対策室】

学校施設の施設整備に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 防災体制の充実

(第1節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_2-防災)

◆災害時における地域住民の避難場所としての役割を果たす学校施設の防災機能の強化に努めます。

◆各学校で防災管理マニュアルを作成し、児童生徒への健康安全教育を実施します。

【評価】



【検証】

- ◇学校施設を避難所として活用するため施設の状況を確認しました。
- ◇各学校で防災管理マニュアルの見直しを実施しました。

② 防犯対策

(第1節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

◆通学路及び人通りの少ない道路への通学路灯の設置を推進します。

◆各学校からの要望に応じて、不審者対応などの防犯教室を開催します。

【評価】



【検証】

◇通学路の安全点検を実施し、適宜通学路灯の設置を推進しました。

◇総務課防災係と連携し、学校の要望により実施を調整しました。

③ 交通安全対策

(第1節-暮らし・環境_Ⅱ-暮らしの安全安心_3-防犯・交通安全・消費者行政)

◆交通ルールやマナー等の自転車の利用に必要な知識を総合的にまとめたルールブックを作成し、児童生徒へ配布を行います。

【評価】



【検証】

◇ルールブックを作成はできませんでしたが、児童生徒への交通安全教室の実施やパンフレット配布など指導を行いました。

④ 自殺対策

(第2節-健康・福祉_Ⅰ-健康づくり_2-こころの健康づくり)

◆学校教育において、心身の健康に関する教育を推進し、児童生徒がSOSを出すことができる環境づくりを行います。

【評価】



【検証】

◇スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーを活用し、児童生徒や保護者が相談できる体制を整備し、主体的に該当児童生徒や保護者に声掛けを行いました。

⑤ 障がい児支援の提供体制の確保

(第2節-健康・福祉_Ⅳ-社会福祉_1-障がい者(児)福祉)

◆成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して電話相談や面談・訪問を実施し、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう関係機関へ繋がります。

障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めます。

◆通常の学級と特別支援学級との連携を推進し、多様なニーズに対応した教育の充実を図ります。

◆特別支援学級において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の徹底を図り、切れ目のない支援の充実を図ります。

【評価】

【検証】

○	◇成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して電話相談や面談訪問を実施し、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう関係機関へ繋ぎました。 障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めました。 ◇通常学級と特別支援学級との連携を推進し、多様なニーズに対応した教育の充実を図りました。 ◇特別支援学級において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、切れ目のない支援を充実させました。
---	---

⑥ 低所得者福祉 (第2節-健康・福祉_IV-社会福祉_2-低所得者福祉)	
◆経済的困難を抱える子育て世帯に対し、学習支援等必要な支援を行います。 ◆教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある子どもに対し、奨学金による支援を行います。 ◆生活保護に準じる程度の保護者に対して学用品等を援助します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇要保護・準要保護就学援助費を確保し、対象者を支援しました。 ◇高等学校2名、短大生・高専生・大学生9名を対象に11名に奨学金を貸与しました。 ◇学用品費等の援助を79件行いました。

⑦ 子どもの居場所環境の整備 (第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)	
◆子どもの見守り体制強化の充実を図るため、関係機関との定期的なケース会議の実施や放課後児童クラブ等との連携を進めます。 ◆適応指導教室を設置し、学校と連携しながら、不登校児等の児童の自立の場を提供します。 ◆居場所環境改善や居場所の確保を必要とする子どもに関する相談体制の整備に努めます。 ◆新富町図書館で実施する読書活動やファミリー読書を推進し、土日等休日の子どもたちの居場所づくりを推進します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇要保護児童対策ケース会議で、関係機関と連携した対応しました。 ◇適応指導教室を設置し、学校と連携して不登校児の自立を支援しました。 ◇福祉課と協力し相談体制の整備に情報提供しました。 ◇小中学校と連携してファミリー読書週間の啓発を行いました。

⑧ 子ども家庭支援

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

◆子育て世代包括支援センター「まある」やこども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。

【評価】



【検証】

◇保育園幼稚園巡回訪問や就学前相談会、ケース会議などで関係各機関とともに連携して支援体制をつくり対応してきました。

⑨ 権利擁護

(第2節-健康・福祉_VI-権利擁護_1-権利擁護)

◆子育て世帯包括支援センター「まある」やこども家庭総合支援センター「パプリカ」、教育総務課、医療機関と情報共有を行い、関係機関との連携による支援連携強化を図ります。また、関係機関との連携強化のため要保護児童対策地域協議会を開催します。

◆乳幼児健診等を通して、虐待の疑いがある家庭の情報提供を関係機関へ行います。要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制のきめ細かな対応を充実します

◆虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を実施します。また、虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。

【評価】



【検証】

◇要保護児童対策地域協議会の開催とともにケース会議により対応してきました。

◇いつでも相談できる体制をこども家庭相談支援センター「パプリカ」、子育て世代包括支援センター「まある」とともにつくり、状況の把握と支援を行ってきました。

⑩ 虐待防止

(第2節-健康・福祉_VI-権利擁護_1-権利擁護)

◆虐待防止のため、乳幼児健診等の母子保健活動や地域の保育園や学校、医療機関等と連携し、支援が必要な家庭を早期に発見するとともに、養育支援や指導等、適切な支援につなげていきます。

◆虐待を防止するために、状況に応じてケース会議や情報共有を実施します。虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催して情報を共有し、発生予防・早期発見・早期対応を行います。

【評価】



【検証】

◇母子保健活動や保育園、小中学校で、早期発見につながるよう情報を共有し、定期的なケース会議において発生予防、早期対応を行いました。

⑪ 社会の変化に対応した教育の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育)

- ◆児童生徒の発達段階に応じ、SDGs の 17 の開発目標の理解が深まる授業を行います。
- ◆グローバル化に対応した人材を育成するため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止していた海外交流事業を再開して行います。
- ◆小中学校で、外国語専科教員・外国人指導助手(ALT)・地域人材等を活用し、外国語によるコミュニケーション能力を育成します。
- ◆子どもたちの情報活用力向上のため、タブレット端末を活用し、インターネットを利用した授業を行います。また、情報教育の環境整備も行います。
- ◆情報リテラシー教育推進のため、ルールブックを作成し、各学校と家庭が連携して情報モラルの徹底を進めます。
- ◆教員の ICT 活用指導力(タブレット端末の活用等)向上研修を行います。あわせて、各学校における情報教育リーダーの育成を行います。
- ◆しんとみ学び塾を開催し、世界中から様々なゲストを呼ぶなどこれからの未来を考えたり、再発見を行います。

【評価】



【検証】

- ◇各小中学校での授業での活用を促すとともに、しんとみ学び塾等で多様性など SDGs を意識した取り組みを行いました。
- ◇中学生 24 名による海外派遣事業（台湾）を実施しました。
- ◇外国人指導助手（ALT）を 2 名配置しました。
- ◇ギガスクール構想に基づき、環境を充実させました。
- ◇情報教育リーダーを育成するため、しんとみ学力・授業力向上推進リーダー研究会を行いました。
- ◇しんとみ学び塾を開催し、159 名の参加がありました。

⑫ 教育内容と環境の充実

(第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育)

- ◆安全な教育環境を実現し集団感染のリスクを避けるため、マスク・消毒液・体温計等の消耗品を購入し、感染症対策を行います。
- ◆町内小中学校施設の長寿命化を見据えた改修を行います。
- ◆多様な学習活動を支援するため、総合的学習補助金を活用し、教材・備品の整備を行います。
- ◆校務を支援するシステムの構築・改善及び情報セキュリティ対策を推進することにより、安心して効果的な校務処理を可能にし、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。
- ◆学校給食を通じて、地産地消の推進や食品ロス削減の取組を充実させることにより、子どもたちの健やかな成長の促進を図ります。
- ◆読書を通じた人づくりを推進するため、ファミリー読書などの小中学校読書推進活動や、学校図書サポーターによる読書サポートを継続して行います。
- ◆少人数学習等、児童生徒の学力向上を図るため、各小中学校に学力向上支援員を配置します。
- ◆県教育委員会からの指導主事の派遣を通し、教職員の資質向上と学校業務の改善に取り組

みます。 ◆町内教職員の意識と指導力の向上を図り、児童生徒への指導を強化するため、各学校の教職員のなかから「学力・授業力向上推進リーダー」の委嘱を行います。 ◆各学校で学校経営案を作成し、児童生徒へ健康安全教育を行います。 ◆部活動の指導にあたり、地域人材を活用した外部指導員の委嘱を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇総合的学習補助金を活用し教材や備品を整備しました。 ◇校務用 PC151 台及びネットワーク機器等の更新を行い、環境づくりを推進しました。 ◇学校給食費補助金を交付し児童生徒の給食費を無償化するとともに、新富町産の農作物の活用を図りました。 ◇小中学校読書推進委員会を中心に、ファミリー読書週間、朝の読書活動などに取り組み活動を定着させることができました。各読書コンクールでは意欲的に読書に取り組む児童生徒を表彰しました。 ◇各小中学校に 10 名の学力向上支援員を配置しました。 ◇県教委からの指導主事 2 名の派遣を通じて学校業務の改善に取り組みました。 ◇学力・授業力向上推進リーダーを委嘱し、指導力の向上を図りました。 ◇各学校それぞれで学校経営案を作成し、児童生徒への健康安全教育を行いました。 ◇地域人材を活用した外部指導員の委嘱を 6 名に対して行いました。

⑬ キャリア教育の推進 (第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育)	
◆望ましいキャリアプランニング能力の形成を促進するため、中学生の企業・事業所等への職場体験活動を行います。 ◆社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育成するため、小中一貫したキャリア教育を行います。 ◆産学官・地域・家庭が連携・協働したキャリア教育を推進し、生涯学習人材バンクや県キャリア教育支援センター等の出前授業等を活用します。 ◆勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる小中一貫したキャリア教育を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇中学生のキャリア教育のため、各学校を支援しました。 ◇小中一貫したキャリア教育を支援するため、町内事業者を紹介しました。 ◇生涯学習人材バンクや県キャリア教育支援センター等の出前授業を紹介しました。

⑭ 特別支援教育の充実

(第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育)

- ◆支援を必要とする児童の早期発見につなげるため、就学相談会・就学時健診・保護者面談・教育支援委員会を開催します。
- ◆通常の学級で必要な特別支援教育の支援や合理的配慮を行う支援として、特別支援教育支援員の配置を行います。

【評価】



【検証】

- ◇就学相談会・就学時健診・保護者面談・教育支援委員会を開催しました。
- ◇特別支援教育支援員を配置し、通常の学級で必要な支援を進めました。

⑮ いじめ防止対策の取組

(第3節-教育・文化・人づくり_I-義務教育_1-義務教育)

- ◆いじめに対する校内相談体制の充実を図ります。
- ◆いじめなどの子どものサインを見逃さないようアンケート調査など定期的な実態の把握に努めます。
- ◆ネット上のいじめを防止するため、情報モラル教育の充実とルールの徹底を図ります。
- ◆町ホームページを活用し、新富町いじめ防止基本方針及び各小中学校いじめ防止基本方針を保護者へ周知します。

【評価】



【検証】

- ◇ケース会議等関係機関と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により対応する体制を充実させました
- ◇いじめや子どもの抱える問題行動の解決等については、毎月各学校においてアンケート調査を実施し、未然防止や早期対応につながるよう配慮しました。
- ◇ネット上のいじめの防止については情報モラル教育の徹底を図りました。
- ◇新富町いじめ防止基本方針や各学校の基本方針を町ホームページを活用し保護者に周知しました。

⑯ 健全育成環境づくり

(第3節-教育・文化・人づくり_II-青少年健全育成_1-青少年健全育成)

- ◆学校を核とした地域づくりとして、コミュニティスクール推進体制を整備するとともに、企業やNPOなど多様な主体の参画による連携を図り、地域ぐるみでの教育を推進していきます。
- ◆コミュニティスクールの推進を行うなど、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを更に活性化させ、学校と地域が一体となった教育活動を推進します。
- ◆児童生徒が経済的な理由から教育を受けることが困難とならないよう、就学や進学に関する支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇コミュニティスクール導入に向けて地域学校協働活動推進体制を整備しました。 ◇学校評議員制度からコミュニティスクールに移行するよう準備しました。 ◇要保護・準要保護就学援助費を活用し、経済的に就学な困難なご家庭を支援しました。
---------------	--

⑰ ふるさと教育と社会参加の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_Ⅱ-青少年健全育成_1-青少年健全育成)

- ◆教科等の学習指導や総合的な学習の時間において、小学校社会科副読本「わたしたちの新富町」や文化財などを通じ、地域の特性を生かした「ふるさと学習」を推進します。
- ◆総合的な学習の時間において、地域の暮らしや伝統文化をテーマとした横断的・探究的な授業に取組み、地域が抱える課題をよりよく解決する資質や能力を育成します。
- ◆地域の一員としての自覚や地域の活動へ主体的に参画する意識を高め、社会の一員として必要な資質を養うため、学級活動、児童会・生徒会活動などの「特別活動」の取組を行います。
- ◆主権者として社会の中で自立し、他者との連携・協働しながら社会と生き抜く力を育成するため、社会科等の授業で「主権者教育」を行います。

【評価】 ○	【検証】 ◇小学校社会科副読本「わたしたちの新富町」を活用するとともに、金丸堰など地域の文化財を活用した授業を支援します。 ◇総合的な学習の時間に地域の暮らしや伝統文化を活用した取組みを推進しました。 ◇学級活動、児童会、生徒会活動などの特別活動の取組みを推進しました。 ◇各学校の社会科の授業で主権者教育を行いました。
---------------	---

⑱ 人権の尊重

(第3節-教育・文化・人づくり_Ⅳ-人権と多様性の尊重_1-人権の尊重)

- ◆各学校における道德教育の充実を図ります。

【評価】 ○	【検証】 ◇道德教育の充実のため、地域の支援学校や福祉施設との交流を深め、読み聞かせや清掃などの地域ボランティア活動を推進しました。
---------------	--

⑲ 国際交流の推進

(第3節-教育・文化・人づくり_Ⅳ-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)

- ◆児童生徒の海外交流事業を通して、国際化に対応できる人材育成を行います。
- ◆タブレット授業を活用し、海外日本人学校等とオンラインで繋ぎ国際交流の促進を図ります。

◆外国人指導助手(ALT)等を活用し、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇中学校2年生24名による海外（台湾）派遣事業を実施しました。 ◇富田小中学校1名、新田学園・上新田学園1名の外国人指導助手（ALT）を配置し、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を実施しました。

生涯学習課

課長	福重 和泉
課長補佐	通山 恵美
課長補佐	猪野 博行

1. 生涯学習課の役割

生涯学習課は、生涯学習係及び文化スポーツ係で構成されています。各係の主な業務内容は次のとおりです。

【生涯学習係】

社会教育、公民館、図書館に関する業務を担っています。

【文化スポーツ係】

文化振興、文化財、社会体育に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 土地利用

(第1節-暮らし・環境_IV-生活環境_1-土地利用)

◆生涯学習の小さな拠点を、需要と可能性の点から見直し、必要な管理運営を目指します。

【評価】



【検証】

◇老朽化が進む上新田公民館について、総合政策課と連携し、防衛省まちづくり支援事業を活用した旧上新田小学校跡地への移転整備に向け、基本構想と実施計画を策定しました。

② 環境保全意識の啓発

(第1節-暮らし・環境_V-環境保全_2-自然環境保全)

◆富田浜清掃を行うボランティア団体へゴミ袋の提供などの支援を行います。

◆アカウミガメや湯之宮座論梅など、町内にある天然記念物や自然環境を題材とした出前授業を行い、環境問題への意識向上を目指します。

【評価】



【検証】

◇環境対策課と連携し、富田浜で活動するボランティア団体に、ゴミ袋の提供を行いました。

◇アカウミガメや湯之宮座論梅、町内に所在する文化財を題材とした出前事業を各小中学校で実施し、文化財保護や環境保護の啓発を行いました。

③ 高齢者の生きがいづくり・社会参加

(第2節-健康・福祉_Ⅲ-高齢者福祉_1-高齢者福祉)

◆年間生涯学習講座を11講座開講します。また、「しんとみ発見学びフロンティア塾」や「いきいきキラリ塾」を開講し、学び続けられる環境の充実を図ります。

【評価】



【検証】

◇生涯学習講座を11教室実施し、109名の参加がありました。
「しんとみ発見学びフロンティア塾」及び「いきいきキラリ塾」を開講し、82名の参加がありました。

⑤ 幼児期教育・保育の充実

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

◆ブックスタート事業では絵本の配布を行い、家庭での読み聞かせを推進します。図書館では週2回の読み聞かせを開催し、親子でふれあう機会の提供を行います。

【評価】



【検証】

◇ブックスタート事業を実施し、80名の参加がありました。また、図書館では読み聞かせ会「たねちゃんおはなしかい」や「みこちゃんおはなしかい」などを定期的に開催することで、家庭での読み聞かせの推進及び交流機会の提供を図ることができました。

⑥ 子どもの居場所環境の整備

(第2節-健康・福祉_V-子ども・子育て支援_1-子ども・子育て支援)

◆サタデーサイエンス、子ども将棋教室といった土曜日事業を継続するなど、土日等休日の子どもたちの居場所づくりを推進します。

【評価】



【検証】

◇サタデーサイエンス（延べ72名）、キッズキッチン（延べ59名）、子ども将棋教室（26名）を実施し、休日における子どもたちの安全・安心な居場所づくりと多様な学習機会の提供につなげることができました。

⑦ 健全育成環境づくり

(第3節-教育・文化・人づくり_Ⅱ-青少年健全育成_1-青少年健全育成)

◆各学校PTAに対し家庭教育事業への補助や助言を行い、家庭教育を推進します。授業参観時の託児は地域婦人連絡協議会と連携して行います。

【評価】



【検証】

◇家庭教育学級委託事業及び思春期講座を実施するとともに、小学校の授業参観時には地域婦人連絡協議会と連携して託児を行い、家庭教育の推進を図りました。

⑧ 生涯学習環境の整備

(第3節-教育・文化・人づくり_Ⅲ-生涯学習_1-生涯学習)

- ◆民間営利事業者であっても社会教育にふさわしい事業であれば、施設の使用ができるようにしています。新田コミュニティセンターでは高原ミネラル株式会社の指定管理となっており、民間事業者の強みを活かした自主文化事業(他の事業者と連携した熱中症予防講座やサンドイッチ作りなど)を行います。
- ◆生涯学習講座指導者の育成を図るため、生涯学習講座修了生などの人材バンクへの登録勧誘活動を行いながら、自主事業などの指導者としての経験が積めるように支援していきます。
- ◆町民生活のデジタル化を推進するため、タブレット・スマートフォンを活用した講座を実施していきます。また、中学生を対象としたプログラミング教室も実施します。

【評価】



【検証】

- ◇民間営利社会教育事業者の社会教育施設の利用制度を継続し、多様な生涯学習の機会を創出し、新田コミュニティセンターは指定管理者の創意工夫による自主事業が実施されました。
- ◇生涯学習講座の中で、講師や自主活動への声掛けを行いました。
- ◇スマホ教室を計5回と夏休みのプログラミング教室を実施しました。

⑨ 生涯学習活動の促進

(第3節-教育・文化・人づくり_Ⅲ-生涯学習_1-生涯学習)

- ◆自治公民館単位で行う生涯学習講座への講師謝金の助成、備品の貸出を行います。
- ◆生涯学習講座や総合交流センター利用者の意見をとおりいれ、社会の情勢に合った生涯学習事業を行います。
- ◆学校と連携した子どもの体験学習や図書館利用をした事業を継続します。

【評価】



【検証】

- ◇生涯学習講座謝金助成は3件の利用がありました。また公民館備品の貸出を行い、地域における学習活動を支援しました。
- ◇生涯学習講座を11講座開催し、多様な学習ニーズに対応した事業を実施しました。
- ◇図書館自主事業や職場体験の受入れを実施し、学校と連携した体験学習及び図書館活用事業を推進しました。

⑩ 文化芸術に親しむ機会の充実

(第3節-教育・文化・人づくり_Ⅳ-文化芸術_1-文化芸術)

- ◆県の中央部に位置するという利点を活かし、県レベルの会議や大会が開催できるよう、施設の整備管理を行っていきます。
- ◆図書館と連携し、ブックフェスタなどのイベントを行い、町民の方に来てもらえるような図書館を目指します。今年度は3,100冊の本を新たに購入予定です。

◆各学校で、文化庁が行う芸術家派遣事業の斡旋を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇新富町文化会館は大規模改修工事を実施し、施設機能の向上及び今後の利用促進に向けた環境整備を行いました。 ◇ブックフェスタをはじめとする多様な図書館イベントを実施するとともに新たに図書を購入し、図書館サービスの充実を図りました。

⑪ 文化施設の活用	
(第3節-教育・文化・人づくり_IV-文化芸術_1-文化芸術)	
◆新たな指定管理者の選定を行い、自主文化事業として、参加型の事業、啓発的な事業、交流を促進する事業に取り組んでいきます。 ◆利用しやすい環境づくりを行うため、文化会館の大規模改修に向けた調査を行います。今年度は館内の通常照明のLED化及び天井改修を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇一般財団法人こゆ地域づくり推進機構を新たな指定管理者として選定し、今後の自主文化事業の充実に向けた体制整備を行いました。 ◇文化会館の大規模改修を進め、館内照明のLED化及び天井改修を完了するなど、利用しやすい環境づくりを推進しました。

⑫ 文化芸術活動の推進	
(第3節-教育・文化・人づくり_IV-文化芸術_1-文化芸術)	
◆地域の郷土芸能等の保存会に対し、県などが行うイベントの紹介や参加要請を行い、活動機会の提供を行うとともに、用具や後継者育成に必要な経費を確保するため、国や県の補助事業、財団等が行う助成事業の情報を提供します。 ◆総合交流センターでは回廊を文化芸術の披露の場として提供していきます。生涯学習フェスタでは多くの方が参加できるよう広報啓発を行っていきます。	
【評価】 ○	【検証】 ◇民俗芸能保存団体に、県やその他機関が行うイベントの紹介を行い、三納代神楽が「みやざき KAGURA フェスティバル」に出演しました。また、用具購入等に活用できる助成事業の情報提供を行いました。 ◇生涯学習フェスタでは、総作品数1,344点の展示が集まり、多くの方が来場されました。

⑬ 文化財の保存と活用	
(第3節-教育・文化・人づくり_IV-文化芸術_1-文化芸術)	
◆昨年度まで実施していた発掘調査の報告書刊行に向け図面や出土遺物の整理を進めます。 ◆定期的な草刈りを実施して、古墳公園として年間を通して利用できるよう環境整備を図ります。	

- ◆地域住民・関係機関等と連携しながら、日本遺産に認定された新田原古墳群を観光分野での活用に向けて検討していきます。
- ◆発掘調査報告書や資料館所蔵資料のデータ化を進めていきます。また統合型 GIS を活用し文化財管理のデジタル化を進めます。
- ◆重要文化財の展示・保存環境の整備を行います。
- ◆湯之宮座論梅の保護増殖を推進するため、湯之宮座論梅保護対策会議を開催します。湯之宮座論梅保護のため、造園業者による薬剤散布、施肥、剪定を行います。
- ◆各学校での出前事業や古墳祭、成人講座などで、地域にある文化財を紹介し、文化財保護意識の啓発を図ります。
- ◆資料館を学校の総合学習や生涯学習講座、日本遺産事業で活用し、学習支援や観光客の誘致を図ります。
- ◆高鍋神楽の国指定に向け保存会の活動を支援します。今年度は、今後の保存継承に向けた体制の整備と取り組み事業について協議し、関係市町村との連携を強めます。
- ◆小中学校の出前授業で、地域の歴史や偉人、文化財保護活動の状況を発信し、郷土の文化財を継承する人材の育成を図ります。

【評価】	【検証】
○	◇昨年度まで実施していた発掘調査の報告書刊行に向け、整理作業を進めました。 ◇定期的草刈りを実施し、年間を通して利用できる古墳公園の環境整備を実施しました。 ◇地域住民や関連機関と連携しながら、日本遺産に認定された新田原古墳群を活用した事業に取り組みました。また、令和 8 年度に開催される日本遺産フェスティバルに向けて、協議を進めました。 ◇統合型 GIS を活用した文化財管理のデジタル化に向けたデータ作成を推進しました。 ◇重要文化財の展示・保存環境の整備のため、温湿度管理機器や調湿剤の設置を行いました。 ◇湯之宮座論梅の保護増殖の推進のため、湯之宮座論梅保護対策会議の開催、造園業者による薬剤散布、施肥、剪定を行いました。剪定については、枝の整理を行い、湯之宮座論梅を後世に残していくための高枝剪定を実施しました。 ◇各学校での出前事業や古墳祭、生涯学習講座などで、地域にある文化財を紹介し、文化財保護意識の啓発を図りました。 ◇資料館を学校の総合学習や生涯学習講座、日本遺産事業で活用しました。 ◇高鍋神楽の保存会を支援し、今後の保存継承に向けた体制の整備・関連自治体との連携強化を行い、高鍋神楽が国重要無形民俗文化財に指定されました。

◇小中学校の出前授業で、地域の歴史や偉人、文化財保護活動の状況を発信し、郷土の文化財を継承する人材の育成を図りました。

⑭ 誰でも参加できるスポーツの推進

(第3節-教育・文化・人づくり_V-スポーツ_1-スポーツ)

- ◆誰もが安心してスポーツ活動に参加できるよう、デジタル化したスポーツ安全保険の啓発普及を行います。
- ◆地区からのスポーツに関する体験等の要望に対し、スポーツ推進委員を派遣して指導等の支援を行います。
- ◆町内の各競技団体と連携し、町との共催にて、ミニバレー、レガッタ、グラウンドゴルフ、ソフトボールなどの大会を開催し、町民の健康増進と地域交流を図ります。
- ◆スポーツ少年団の指導者を育成するため、スキルアップを図るための講習会等について情報提供を行います。
- ◆ニュースポーツの教室を開催し、町民向けニュースポーツの紹介を推進します。

【評価】



【検証】

- ◇各大会の監督会にて、スポーツ安全保険の加入を促しました。
- ◇スポーツ推進委員による派遣指導について、地区からの要望を含めて19回実施しました。
また、ニュースポーツを含めたスポーツ体験会を11回実施し、町民の運動する機会を提供しました。
- ◇スポーツ協会に所属する団体（スポーツ少年団を含む）に対する指導者資格取得の助成を行いました。新たに3名の指導者が誕生しました。
- ◇ミニバレー、レガッタ、グラウンドゴルフ、ソフトボールの大会を各競技団体と連携して開催しました。競技によっては、地区だけでなく、新富町に勤務している方も対象として開催することで、交流する機会を設けました。

⑮ スポーツ環境の整備

(第3節-教育・文化・人づくり_V-スポーツ_1-スポーツ)

- ◆学校施設の有効活用を図るため、各学校体育館の夜間開放を行います。
- ◆令和5年度に導入した公共施設予約システムについて、町民の方が円滑に利用できるよう運用面での改善を図ります。
- ◆西体育館照明のLED化及び、体育施設の老朽化等に伴う修繕等を行います。

【評価】



【検証】

- ◇夜間開放事業として、午後6時から午後10時まで一般の利用の受け入れを行いました。
- ◇公共施設予約システムについて、説明資料を再構築し、利用者に伝わりやすく作成しました。

	◇町体育館玄関や、勤労者体育仕切りネットなど、町民が安全に施設を利用できるよう修繕を行いました。
--	--

⑯ ボランティア団体との協働の推進	
(第3節-教育・文化・人づくり_VI-協働の推進_1-協働の推進)	
◆富田浜清掃を行うボランティア団体へゴミ袋の提供などの支援を行い、地域活動への町民の参加を促進します。	
【評価】 ○	【検証】 ◇環境対策課と連携し、富田浜で活動するボランティア団体にゴミ袋の提供を行い、地域活動への町民参加を促進しました。

⑰ 多文化共生社会づくりの推進	
(第3節-教育・文化・人づくり_VII-人権と多様性の尊重_3-多文化共生)	
◆多文化共生の意識啓発・醸成を推進するために、職員への研修機会の提供や広報等を通じた異文化の紹介、外国語を学ぶ生涯学習講座の開催などに取り組んでいく。	
◆はたちの集いにおいて、町内在住、在勤の外国人の方に式典に参加してもらえるよう、勤務先と連携し、文化交流ができる機会の創出を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇はたちの集いにおいて、町内在住外国人の方へ参加案内を行った結果、28名参加があり、多文化交流及び相互理解を深める機会の創出につながりました。

⑱ 財源の確保	
(第6節-ビジョンを実行するための行政の取り組み_I-行財政運営_2-財政運営)	
◆受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しの検討を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ◇公民館等施設使用料の見直しを実施し、受益者負担の適正化を図りました。

農業委員会事務局

局長 宮本 信一
局長補佐 嶋末 剛

1. 農業委員会事務局の役割

農業委員会事務局は、農地法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地等の権利移動の許可や、農地等転用申請書に関する業務や農業者年金の推進業務等を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 景観の整備

(第1節-暮らし・環境 _IV-生活環境 _4-景観の整備)

◆年間通じて農地の見回りなど農地利用最適化活動を活発化することにより農地の保全を図り、農業景観の維持に努めます。

【評価】



【検証】

◇年間を通じ農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の見回りを行い、景観維持に努めました。

② 農林水産経営の充実

(第4節-産業・経済 _I-農林水産業 _1-農林水産業)

◆農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、関係法令等を活用しながら農地利用の最適化を図り、担い手への集約化に努めます。

◆8月に農地パトロールを実施し、遊休農地の状況を適切に把握したうえで利用意向調査を行い解消に努めます。

【評価】



【検証】

◇農地中間管理事業の推進に関する法律による所有権移転は43件、利用権設定は1,275件、所有権移転の内訳は、田72筆、畑46筆となり、集積・集約を促進しました。

◇8月に農地パトロールを実際し、状況を把握のうえ遊休農地解消・発生防止に取り組みました。

③ 新規就農者及び農業後継者の支援

(第4節-産業・経済 _ I -農林水産業 _ 1-農林水産業)

◆農業者年金加入推進のための推進活動月間を設け、加入推進に努めます。

【評価】



【検証】

◇11 月に加入推進月間を設け加入促進に取り組み、新たに 3 名の加入がありました。